

有馬富士公園について

令和6年10月2日
兵庫県まちづくり部公園緑地課

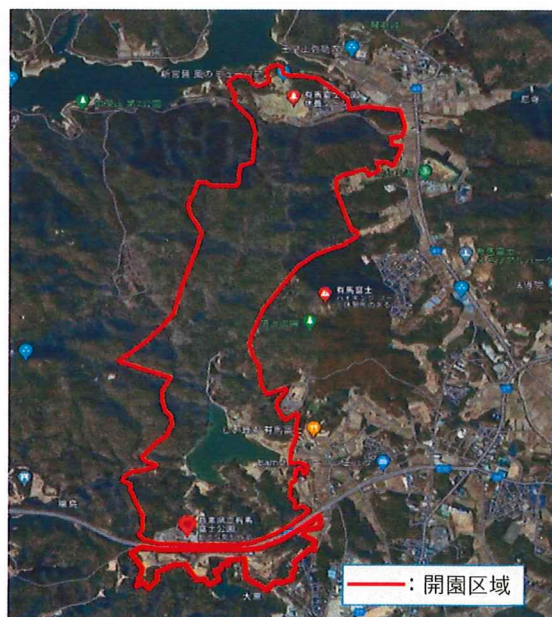
有馬富士公園について



■ 有馬富士公園の概要

- 古くから景勝の地として知られ、豊かな自然環境を残す有馬富士と福島大池一帯にあり、阪神間3カ所目の広域公園として整備された。
- 開設当時から県立人と自然の博物館と連携し、参画と協働による公園運営に取り組み、住民参加型のモデル公園として全国的に知られる公園である。

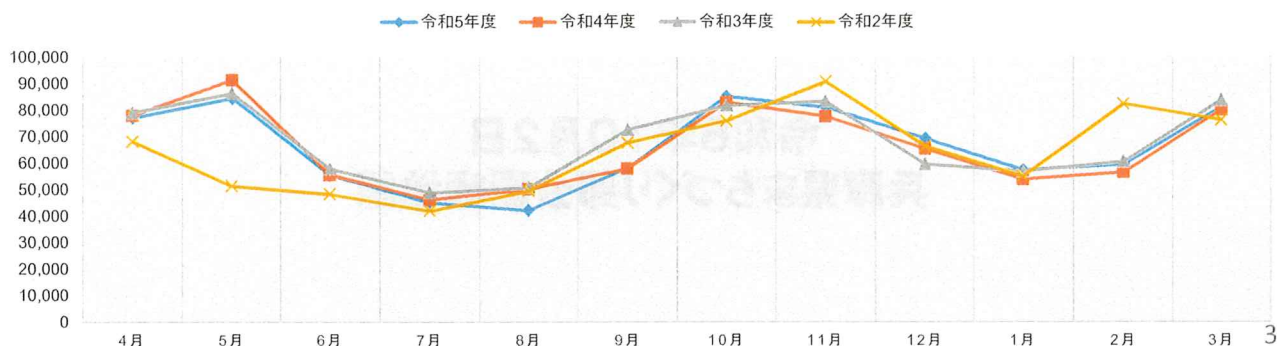
項目	内容
開園面積	178.2ha
開園年月日	平成13年（2001年）年4月29日
年間来園者数	約80万人(令和5年度)
主な施設	・パークセンター ・ガーデン階段 ・棚田 ・里山 ・かやぶき民家 ・あそびの王国 ・芝生広場 ・大芝生広場 ・ピオトープ池 ・ピクニック広場 ・展望デッキ ・駐車場 ・有馬富士自然学習センター(三田市立)



■公園利用者数推移

○令和4年度と比較し、令和5年度の春夏は雨天や猛暑日、台風等により来園者減となった。秋冬は温暖な気候やイベントの開催により来園者増となった。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R5年度	77,040	84,380	55,400	45,070	42,040	58,080	85,130	81,030	69,220	57,380	59,450	81,110	795,330
R4年度	77,920	91,410	55,700	46,190	50,160	57,930	82,930	77,720	65,450	53,980	56,560	80,180	796,130
R3年度	78,960	86,300	57,790	48,840	50,650	72,530	81,660	83,240	59,470	56,900	60,440	83,640	820,420
R2年度	68,080	51,310	48,240	41,890	49,400	67,680	75,920	90,870	66,330	55,070	82,430	76,290	773,510



■主な取組・イベント

区分	取組・イベント名
健康作り・子育て	・ひょうごヘルシーパークプロジェクト ・子育て応援プロジェクト 他
体験学習・交流	・体験「棚田・里山・昔の暮らし」 ・自然体験活動推進事業 ・夏のジョイント夢プログラム
自然環境	・植物性廃棄物リサイクル推進事業 ・花と緑の講座 ・天然記念物広域連携プロジェクト
学校・企業	・CAN連携企画「夢プログラム」活性化プロジェクト ・学校等公園活動支援事業
広報	・「北摂里山博物館」構想支援プロジェクト ・みんなにやさしい公園づくりプロジェクト ・SNS映えスポット・プロジェクト
その他	・ありまふじフェスティバル ・有馬富士パークイルミネーション ・三田の観光・地産地消プロジェクト ・三田焼再生支援事業 ・「生物多様性有馬富士公園戦略2017」推進プロジェクト



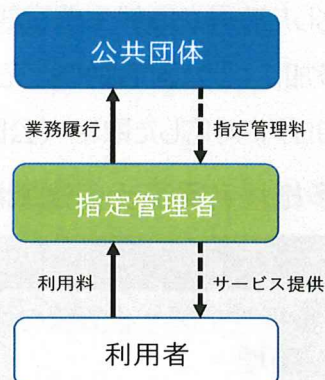
ひょうごヘルシーパークプロジェクトの様子



体験「棚田・里山・昔の暮らし」の様子

■ 管理方法

管理手法	指定管理者制度
現在の管理者	(公財)兵庫県園芸・公園協会
手法の概要	地方公共団体が指定する者(指定管理者)に公共施設の管理を行わせる制度。 指定管理者は、公園全体の包括的な管理を行い、公共施設の利用料金は自らの収入として収受できる。
指定管理期間	5年間(令和3年度～令和7年度)
特徴	・包括的に管理運営内容を同一事業者で実施することが可能。 ・兵庫県が指定管理者に指定管理料を支払い、指定管理者が公園全体を管理している。 ・収益事業としてスポーツ教室などを実施し、収益事業で得た収入は指定管理者の収入となる。



5

■ 有馬富士公園の管理運営に係る主な計画

時系	計画名	概要
H28.6	兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画	10年間にわたり県立都市公園が担うべき役割と方向性を明らかにし、整備・管理運営に関する基本方針、推進施策を定めた計画。有馬富士公園については、子どもを中心とした環境教育活動等の実施の推進や、「生物多様性ありまふじ戦略」に基づく外来種除去などの自然環境の保全の取り組みの推進について記載されている。
H29.3	生物多様性 有馬富士公園戦略2017	有馬富士公園の豊かな自然環境や生態系の基盤となる生物多様性を次世代に引き継ぎ、持続的に利用することを目的に、平成24年3月に「生物多様性有馬富士公園戦略」が策定された。平成28年7月に、公園内に分布する「福島ナツツバキ個体群」が三田市の天然記念物に指定されたことや、策定から5年経過したことを受け、平成29年に改訂された。
R3.3	兵庫県立都市公園 リノベーション計画	公園において利用状況や施設老朽の状況、さらに社会情勢の変化を踏まえリノベーションを図ることを目的としたアクションプランとして策定。有馬富士公園は「自然と芸術による教育、地域・観光振興」をテーマに整備や管理等に係る方策が記載されている。

■有馬富士公園に関する主な課題

①リノベーション計画で示された課題

- 芸術文化施設の整備による教育及び観光振興（民間活力による飲食機能の強化等）
- 老朽化した遊具や自然生態空間の改修（遊具の改修や日陰となる樹木、四阿等の設置を検討等）
- 住民参加による公園活動の拡充（新たな県立都市公園の住民参加のモデルづくり等）
- ポストコロナに対応した取組（公園内外のマイクロツーリズムの展開等）

②生物多様性有馬富士公園戦略2017で示された課題

公園管理者等の課題	
①生物多様性に関する情報の体系的な収集、整理	②希少種の生育、生育状況の継続的な把握
③外来種などによる影響の把握	④里山の照葉樹林化による影響把握
⑤天然記念物「ナナツバキ個体群」の保全	⑥ナラ枯れへの対応
活動団体等の課題	
①活動団体間の調整・連携	②支援体制の充実

「県立都市公園のあり方検討会」の提言を受けた 県立都市公園の整備・管理運営方針

兵庫県では、令和 3 年度に行った明石公園の樹木伐採等を契機に「県立都市公園のあり方検討会」（以下「検討会」という。）を設置しました。検討会では、令和 4 年 6 月 30 日の第 1 回全体会を皮切りに、「県立都市公園における自然環境保全のあり方」と「県立都市公園の活性化のあり方」の 2 つのテーマについて、明石公園、播磨中央公園、赤穂海浜公園の 3 つの部会での議論を含め検討を進めてきました。

このたび、全体会において最終報告がとりまとめられ、今後の県立都市公園に関する提言が提出されました。

県では、この提言を踏まえて、県立都市公園の整備・管理運営を実施していくこととしており、今回、「県立都市公園の整備・管理運営方針」を策定しました。

【県立都市公園の整備・管理運営方針】

各県立都市公園において、まずは「自然環境保全のあり方」と「活性化のあり方」に関する検討事項について、検討会での検討プロセスも参考にしながら対応を進めます。その上で、以下の項目について取り組みます。

(1) 県立都市公園全体として「共創」の促進を図ります

県立都市公園全体において、自然環境保全等に限らず公園の整備及び管理運営全般、場合によっては公園周辺のまちづくりとの連携も含め、これまで県で取り組んできた「参画と協働」を経て、新たな価値を生み出す「共創」の促進を図ることとし、そのための仕組みづくりを行います。

また、共創の促進を図るために、すべての県立都市公園での管理運営協議会等の設置や運営の見直し、市民参画の促進に必要なコーディネーター機能の設置・拡充等を行います。

(2) 今後の取組として県の計画等に位置づけます

検討会の検討結果が県立都市公園の整備及び管理運営に確実かつ継続的に反映されるようにするため、県の今後の取組として計画等に位置づけ、組織として取り組んでいきます。具体的には、「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」や「兵庫県立都市公園リノベーション計画」の改定・再編を検討します。その際、県立都市公園の整備・管理運営に係る体制、制度の強化や、そのために必要な管理運営費の適正化を検討します。また、グリーンインフラや生物多様性の保全等、近年注目されている公園の新たな役割についても、各計

画に位置づけていくことを検討します。

なお、各公園においても、必要に応じて基本計画や管理運営計画等の制定・改定を検討します。

(3) 公園ごとの差異を積極的に許容します

検討会の検討結果を各公園に導入する際には、全公園で画一的な仕組みやルールを設定しようとするのではなく、各公園の議論の結果を尊重し、公園ごとの特性に応じた差異が生じることを積極的に許容します。また、一度決めた仕組みやルールに固執することなく、自然環境や社会情勢、現場の状況等に応じて、柔軟に更新していきます。

また、公園に寄せられる多様な意見や要望に対しては、その実現に向けて一緒に考える伴走型の対応ができるような体制の整備を検討します。

このような取組について、指定管理者の公募要件等に反映します。

さらに、公園毎の特性や差異、あるいは共通点を認識・共有する場として、公園管理者や各公園の管理事務所が情報交換する場を設けることを検討します。

(4) 検討会の成果の積極的な広報に努めます

検討会での検討結果やそのプロセスについて、公園利用者等をはじめ県内外への積極的な広報に努めます。広報に当たっては、従来のホームページへの情報掲載だけでなく、他の手法についても検討します。

また、検討会の全ての資料や速記録等については今後も掲載を継続します。加えて、成果を踏まえた様々な取組やその実施結果の積極的な広報に努めます。

県立都市公園における 自然環境保全に関する基本的な考え方

令和6年10月2日
兵庫県まちづくり部公園緑地課

1 各公園において検討する事項

◆今後、原則として全ての県立都市公園において、当事項について検討を実施する。

(1) ゾーニング図の作成

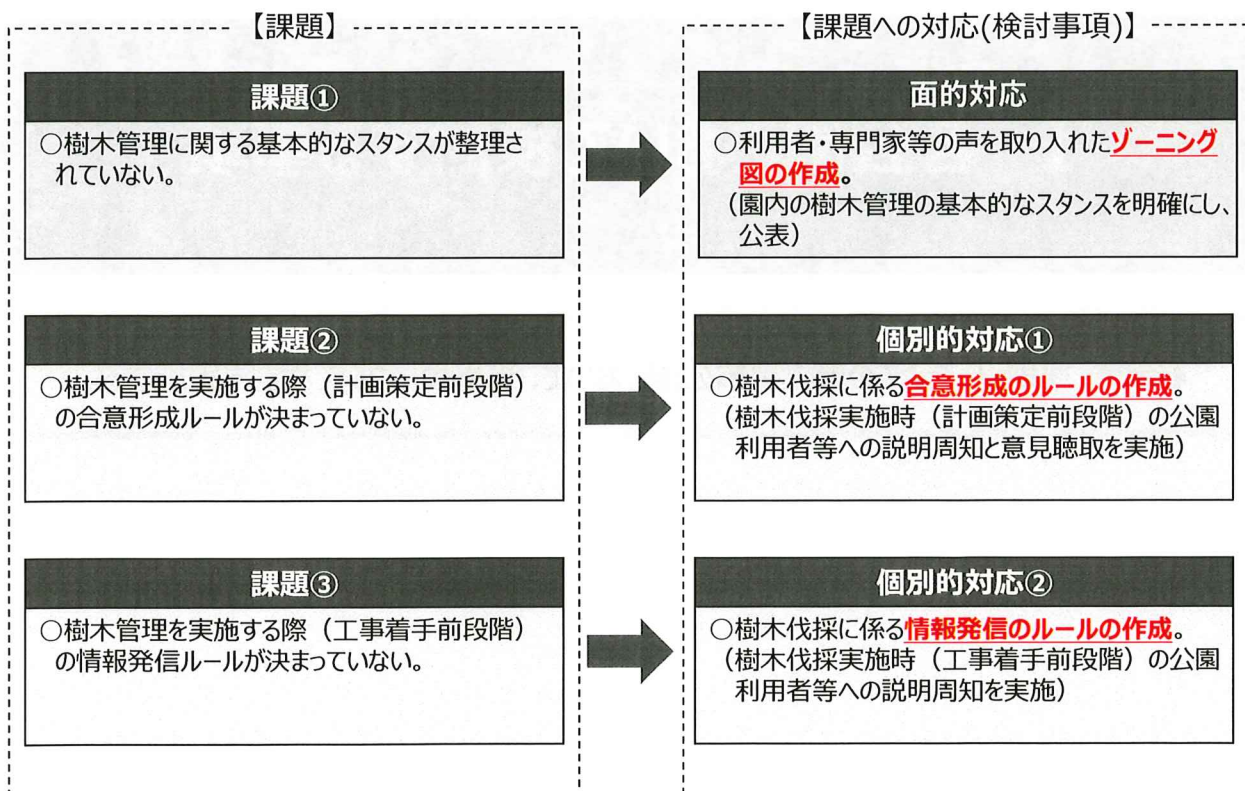
(2) 実際に樹木伐採を行う際（計画策定前段階）の合意形成のルール設定

(3) 樹木伐採に関する情報発信（工事着手前段階）のルール設定

【参考】検討の背景



○課題に応じて、面的対応及び個別的対応を実施。



2 検討に当たっての基本的な考え方 (標準例)

- ◆各公園においては、当標準例を参考にしつつ、「参画と協働」及び「共創」の促進を図ることを念頭に十分な議論を行い、対応する。
- ◆検討に当たっては、各公園の特性に応じて柔軟に対応する。
(検討結果の差異は積極的に許容する。)

4

(1) ゾーニング図の作成



① ゾーニング図 A

- 公園における現状の施設や自然環境について面的に整理。
(地面にある対象物で分類したゾーンと眺望を考慮するゾーンによりゾーン分けを行い、これらを重ね合わせて作成。)
- 将来においてゾーンに変更が生じる場合には管理運営協議会等で合意形成を図る。

② ゾーニング図 B

- 個別に配慮・留意すべき対象をスポット的に図示。
- 管理運営協議会等で継続して時点更新を行い、利用者を含む関係者で作り上げていく。

◆各公園の状況によって生じることが想定される差異 (例)

・既に管理運営協議会等において同等以上の取組が行われている公園においては、ゾーニング図の作成に代えて活用する。

5

(1) ①ゾーニング図A



■ゾーニング図Aについて

- ・園内を「地面にある対象物で分類したゾーン」と「眺望を考慮するゾーン」によりゾーン分けを行い、これらを重ね合わせたゾーニング図を作成し、**ゾーン毎に自然環境保全の目標と、それを踏まえた樹木管理の手法を設定**する。
- ・ゾーンの重複箇所など、明確に区分できない部分がある場合には、継続的に協議する。
- ・将来においてゾーニング変更を行う場合は、管理運営協議会等において合意形成を図る。

<地面にある対象物で分類したゾーン>

区分	対象物	自然環境保全の目標	樹木管理の手法
A 施設ゾーン	・文化財、舗装園路等を含む人工構造物	・施設の機能維持を優先する ※希少種等は移植等を検討	・施設運営に支障となる樹木は適切に管理する。
B みどりゾーン※	①利用ゾーン ・芝生広場、未舗装園路、ベンチ周辺 等	・みどりにふれあえるレクリエーションのスペースを確保する	
	②保全ゾーン ・森、林 等	・公園利用状況により、必要に応じて人が手を入れながら自然環境を保全する	・利活用に応じた樹木管理を行う。
	③保護ゾーン ・希少種等がいる森、林 等	・現状の自然環境を維持し、希少な動植物を保護する	・希少種等の生息環境に配慮した樹木管理を行う。
C 低未利用ゾーン	・未利用地、空き地 等	—	・最低限の樹木管理を行う。

※②③内にある未舗装園路については、その機能維持のために必要な樹木管理は行う。

<眺望を考慮するゾーン>

区分	対象物	樹木管理の手法
D 眺望ゾーン	・視点場からの見所 ※シークエンス（動的・連続的な視点）についても考慮する。	・視点場からの眺望を考慮し、眺望景観の支障となる樹木は適切に管理する。

◆各公園の状況によって生じることが想定される差異（例）

- ・現状に合わせたゾーン区分・目標・手法を設定する。（貴重な動植物が存在しない公園においては、「保護ゾーン」を設定しない等）

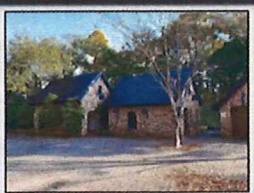
6

(1) ①ゾーニング図A



■ゾーニング図Aにおける各ゾーンの具体的イメージ【考え方の例】

<地面にある対象物で分類したゾーン>

区分	対象物	イメージ		
A 施設ゾーン	・文化財、舗装園路等を含む人工構造物 			
B みどりゾーン	①利用ゾーン ・芝生広場、未舗装園路、ベンチ周辺 等 			
	②保全ゾーン ・森、林等 	<高利用>  <低利用>		
	③保護ゾーン ・希少種等がいる森、林 等 			

14

(1) ①ゾーニング図A

■ゾーニング図Aにおける各ゾーンの具体的イメージ【考え方の例】

<地面にある対象物で分類したゾーン>

区分	対象物	イメージ
C 低未利用ゾーン 	未利用地、空き地 等	

<眺望を考慮するゾーン>

区分	対象物	イメージ
D 眺望ゾーン 	・視点場からの見所 【例】 明石：櫓、石垣 播磨：ファンタジーロード 赤穂：瀬戸内海	

8

(1) ①ゾーニング図A

■ゾーニング図Aの作成イメージ

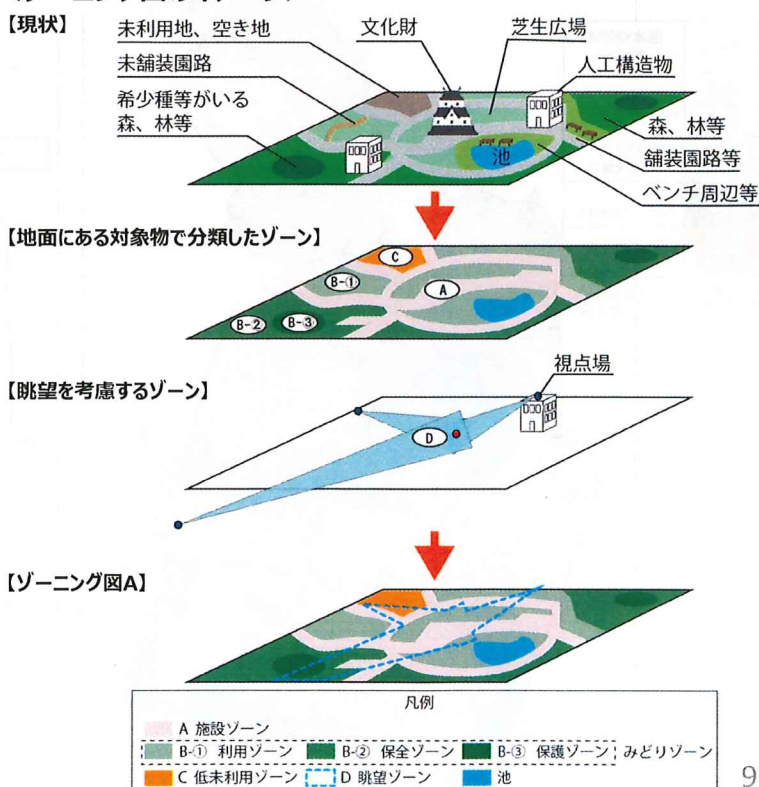
<地面にある対象物で分類したゾーン>

区分	対象物
A 施設ゾーン	・文化財、舗装園路等を含む人工構造物
B みどりゾーン	
①利用ゾーン	・芝生広場、未舗装園路、ベンチ周辺等
②保全ゾーン	・森、林等
③保護ゾーン	・希少種等がいる森、林等
C 低未利用ゾーン	・未利用地、空き地 等

<眺望を考慮するゾーン>

区分	対象物
D 眺望ゾーン	・視点場からの見所 【例】 明石：櫓、石垣 播磨：ファンタジーロード 赤穂：瀬戸内海

<ゾーニング図のイメージ>



9

(1) ②ゾーニング図B



■ゾーニング図Bについて

- ・個別に配慮・留意すべき対象をスポット的に図示。
- ・指定管理者は公園管理上留意すべき内容として、公園管理に活かす。
- ・図は、管理運営協議会等において継続して時点更新を行い、利用者を含む関係者で作り上げていく。

背景

- ・自然環境には、それ自体の希少性に限定されない、多様な価値がある。
- ・自然環境の保全・保護に当たっては、面的な対応だけでなく、スポット的な対応が必要となる。

■掲載対象 (例)

<明石公園>

区分	対象物・エリア
種自体に価値がある植物	・希少植物が生息するエリア
分布上の価値がある植物	・分布上の価値がある可能性のある樹木の群落
環境学習等に適した植物・エリア	・堀周辺の湿地帯 ・トンボの多いエリア
個体の特徴が面白い等の植物	・形状が面白い樹木

■更新の流れ (例)

①意見提案の募集

図に掲載・修正・削除すべき内容について意見・提案を募集※

②検討

管理運営協議会等において、次の点について検討

- ・図に載せて広く共有すべき内容か
- ・公園管理上留意が必要となる内容か

③図の更新・共有

・図に掲載・修正・削除すべきとの考えで一致した場合には、図を更新

・管理事務所やホームページ等に掲示する

※…年1回程度を想定

【参考】明石公園ゾーニング図A・B

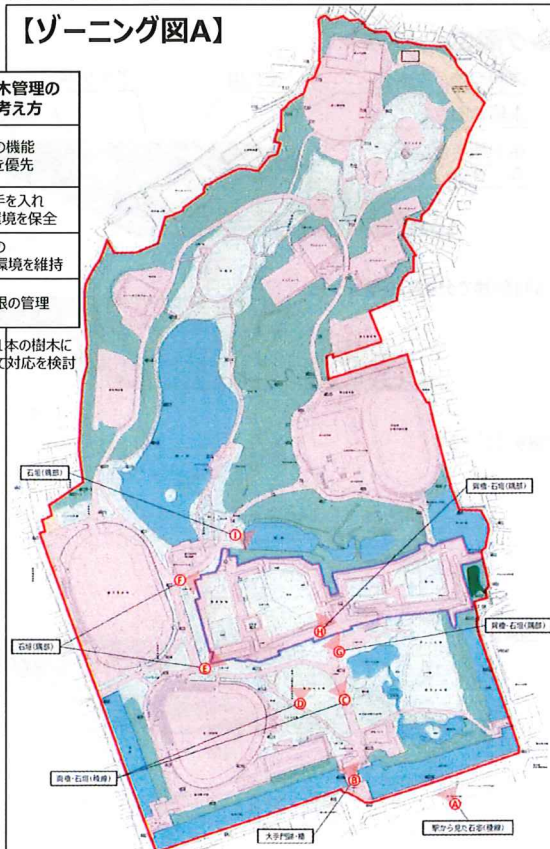


■明石公園部会において作成したゾーニング図

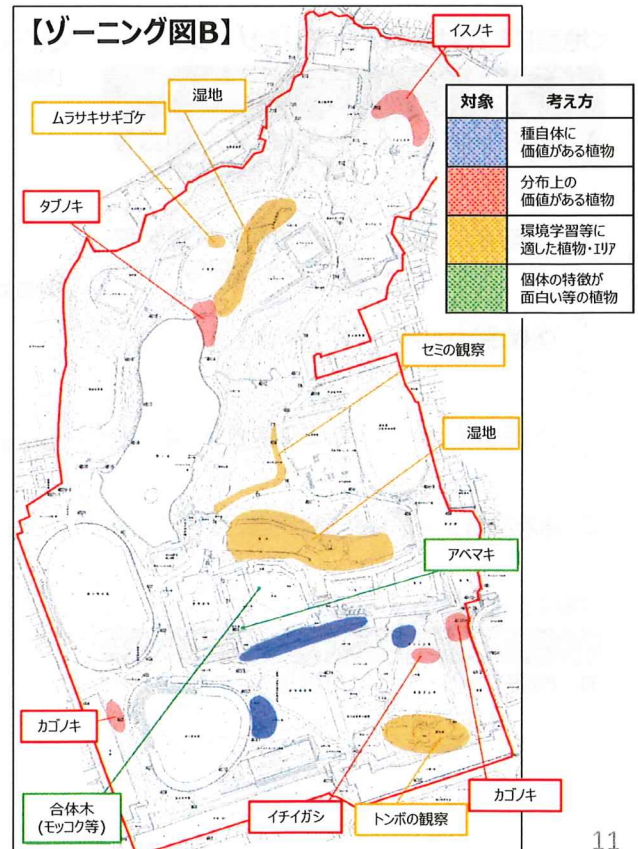
【ゾーニング図A】

ゾーン	樹木管理の考え方
施設利用	施設の機能維持を優先
保全	人が手を入れた環境を保全
保護	現状の自然環境を維持
低未利用	最低限の管理

城跡 …1本1本の樹木について対応を検討



【ゾーニング図B】





(2) 実際に樹木伐採を行う際のルール設定

■実際に樹木伐採を行う際（計画策定前段階）の合意形成のルール設定

- ・樹木伐採が想定される状況により、「日常の維持管理」「特別な維持管理」「緊急かつ危険な場合」の3つに区分。それぞれの区分に応じたルールを設定する。
- ・「特別な維持管理」では、「日常の維持管理」で実施するルールに加え、より丁寧な対応を行う。

<樹木管理が想定される状況(例)>

日常の維持管理

施設等の維持管理のほか、自然環境保全のための樹木伐採
(例：直ちに倒木する恐れはないが枯れている樹木の伐採、混みすぎた樹林の計画的間伐)

特別な維持管理

景観確保やゾーン変更に伴う樹木伐採
(例：保全ゾーンに園路を新設する場合)

緊急かつ危険な場合

台風やナラ枯れによる倒木発生時の樹木伐採

<合意形成のルール設定(例)>

区分	日常の維持管理	特別な維持管理	緊急かつ危険な場合
管理運営協議会等への説明・相談	事前説明※ (指定管理者)	事前説明※ (県)	事後報告 (指定管理者)
HP等を通じた意見聴取実施	○ (指定管理者)	○ (県)	—
現地説明会等の実施	—	○ (県)	—

※事前説明の例：次年度以降の樹木伐採予定について説明・相談

◆各公園の状況によって生じることが想定される差異（例）

- ・現地説明会に代えてオンライン説明会を実施する。[特別な維持管理]
- ・樹木に対する関心が高い公園においては、現地説明会だけでなく、パブリックコメントを実施する。[特別な維持管理]

12



(2) 実際に樹木伐採を行う際のルール設定

■現在の有馬富士公園における樹木伐採を行う際の合意形成について

①指定管理者

- ・管理水準書に従い、公園利用者の安全と快適性の確保等のため剪定等の適切な管理を実施
- ・里山管理については県立人と自然の博物館や住民グループ等を中心に実施。
- ・立枯れ等の処理は野鳥や昆虫への配慮が必要なため住民グループ等と情報交換を行いながら実施。

②兵庫県

- ・一定の規模以上の金額を要する樹木伐採については県で対応。公園利用者の安全性や利便性に著しく支障が生じる場合には指定管理者が対応する場合もある。
- ・施設整備等に伴う伐採については、必要に応じて周辺地域へ整備概要等の説明を実施。

<有馬富士公園における合意形成の状況>

区分	日常の維持管理	特別な維持管理	緊急かつ危険な場合
管理運営協議会等への説明・相談	×	△ 事業規模によっては 事前に説明	×
HP等を通じた意見聴取実施	×	×	—
現地説明会等の実施	×	△ 事業規模により実施の 有無を検討	—

13

(3) 樹木伐採に関する情報発信のルール設定



■ 樹木伐採に関する情報発信（工事着手前段階）のルール設定

・工事着手前段階において実施する情報発信のルールを設定する。

<情報発信のルール設定(例)>

区分	日常の維持管理	特別な維持管理	緊急かつ危険な場合
HPによる情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	○ (工事実施後速やかに)
SNSによる情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	○ (工事実施後速やかに)
紙媒体による情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	—
看板の設置	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	—
現地説明会の開催	—	○ (2ヶ月前)	—

◆各公園の状況によって生じることが想定される差異（例）

・現地説明会に代えてオンライン説明会を実施する。[特別な維持管理]

14

(3) 樹木伐採に関する情報発信のルール設定



■ 有馬富士公園における樹木伐採に関する情報発信（工事着手前段階）について

・現在明確なルールは設定されていない。

<有馬富士公園における情報発信の状況>

区分	日常の維持管理	特別な維持管理	緊急かつ危険な場合
HPによる情報発信	×	×	×
SNSによる情報発信	×	×	×
紙媒体による情報発信	×	×	×
看板の設置	×	×	×
現地説明会の開催	×	×	×

15

【参考】樹木管理の手法



- 樹木の管理(手入れ)には、大きく、①剪定、②伐採、③植樹、④治療・保存の4つに整理される。
- 樹木管理が必要となるケースは様々であり、その目的によって適切な手法を選択する。

① 剪定

枝が枯れて園路に枝が落ちる危険のある場合等に、枝を切る。



② 伐採

間伐やナラ枯れ等のほか、施設に悪影響を及ぼす場合等に根元から木を切る。



③ 植樹

記念植樹、緑陰や景観の形成等を目的として新たに樹木を植える。



④ 治療・保存

必要性の高い樹木の病気の治療のほか、接ぎ木、挿し木、移植による保存を行う。



16

【参考】樹木管理に係る合意形成の流れ（イメージ）



■ 樹木管理に係る合意形成の流れ

- 樹木管理を実施する際の合意形成の流れをフロー図により示した。
- 伐採を行う場合には、ゾーニング図(STEP1)を踏まえた上で、STEP2～3の手続きをとる。

＜合意形成フロー＞

STEP1

ゾーニング図の作成

【目的】園内の各エリアをどのように樹木管理するのかの共通認識を持つ。

STEP2

実際に樹木伐採を行う際の合意形成

【目的】実際に樹木伐採を行うにあたり、関係者との合意を形成する。

日常の維持管理	特別な維持管理
管理運営協議会等において計画を説明・相談	
計画を公開し、広く意見募集 (HP/SNS/看板)	
—	現地説明会等

STEP3

工事着手前段階における情報発信

【目的】工事着手時にも情報を発信することにより、意見のとり漏らしを防ぐ。

日常の維持管理	特別な維持管理
工事の都度、情報発信 (HP/SNS/看板)	
—	現地説明会

伐採を計画

工事の着工

17

県立都市公園における 活性化に関する基本的な考え方

令和6年10月2日
兵庫県まちづくり部公園緑地課

1 各公園において検討する事項

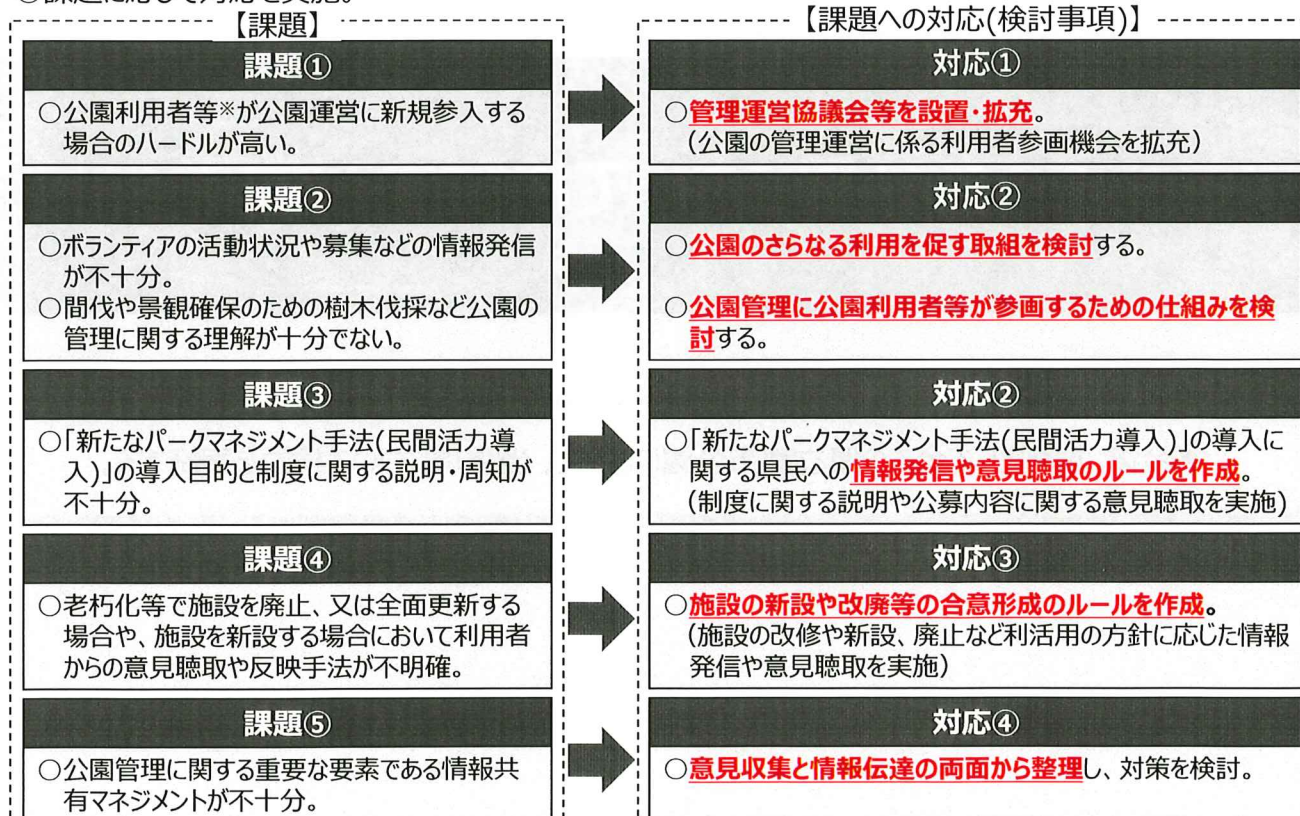
◆今後、原則として全ての県立都市公園において、当事項について検討を実施する。

- (1) 管理運営協議会等の拡充
- (2) 公園のさらなる利用、参画を促す取組・仕組みの検討
- (3) 「新たなパークマネジメント手法」を導入する際のルール設定
- (4) 公園施設の新設、改廃に関する合意形成のルール設定
- (5) 情報共有マネジメントの検討

【参考】 検討の背景



○課題に応じて対応を実施。



※「公園利用者等」…公園利用者、NPO、行政、Park-PFI事業者等を含む幅広い関係者。

2 検討に当たっての基本的な考え方 (標準例)

- ◆各公園においては、当標準例を参考にしつつ、「参画と協働」及び「共創」の促進を図ることを念頭に十分な議論を行い、対応する。
- ◆検討に当たっては、各公園の特性に応じて柔軟に対応する。
(検討結果の差異は積極的に許容する。)

4

(1) 管理運営協議会等の拡充



■「管理運営協議会等」※の拡充

- ・公園の管理運営について、利用者参画機会のさらなる充実を図るため、管理運営協議会等の拡充を行う。
- ・管理運営協議会等は、公園の管理運営全般に係る市民参画・合意形成の基盤となる。
(樹木管理に係る合意形成・情報発信等の場でもある。)

※「管理運営協議会等」とは

従来の管理運営協議会だけでなく、公園利用者等が自由に参加して公園の管理運営について議論する場を含む。
(例)「森の会議(尼崎の森中央緑地)」、「明石公園みんなのみらいミーティング(明石公園)」

目指す姿

- 「要望の場」ではなく「連携のアイデアを提案し、活動につなげる場」
- 既存の活動のアウトプットだけでなく、新しい視点を取り入れるインプットの場
- 各人の持つそれぞれの公園の価値(固有の価値だけでなく、新しい価値、失われていく価値)を認識し、共有したうえで、公園の管理運営を考える場

<管理運営協議会等の拡充に係る取組(例)>

- 管理運営協議会等が未設置の公園においては、幅広い関係者が参加する協議会を設置
- 既存の管理運営協議会においては、より幅広い市民参画を実現するためのメンバー構成を検討
- 公園利用者等が管理運営協議会等に参加できる仕組みの導入
(例：子育て世代等が参加しやすい日時やオンラインでの開催、公園利用者等との意見交換の場の設置)
- 誰もが自由に参加し、意見を述べられる協議の場を新設
(例：「明石公園みんなのみらいミーティング」)

5

(2) 公園のさらなる利用・参画を促す取組の検討



■ 公園のさらなる利用・参画を促す取組の検討

- ・公園のさらなる利用を促す取組・仕組みを検討する。
- ・公園の実情に応じて公園管理に公園利用者等が企画・行動する仕組みを検討する。

＜取組・仕組みの例＞

- 公園ボランティア活動の見える化
(SNS等を使った積極的な情報配信や、活動の記録手段としてのHPの活用 等)
- 伐採作業や伐採木を活用した工作などのワークショップの実施
- 公園内で実施可能なイベント等の相談ができる窓口の明示
- 市民が公園を使いこなすための伴走支援を行うパークコーディネーターの配置

※(参考)各公園における取組の実例

- 誰もが自由に参加し、意見を述べられる場「明石公園みんなの未来ミーティング」の創設（明石公園）
- 新たなイベントを呼び込み、既存事業との相乗効果を発揮するための意見交換会などの仕組みについて検討（播磨中央公園）
- 公園利用者等へのヒアリングや学校等に訪問して公園に対する要望を聞き取る等の取組について検討（赤穂海浜公園）
- 公園利用者、管理者双方が公園の情報をリアルタイムで共有することのできるアプリPARKFULの積極的な活用

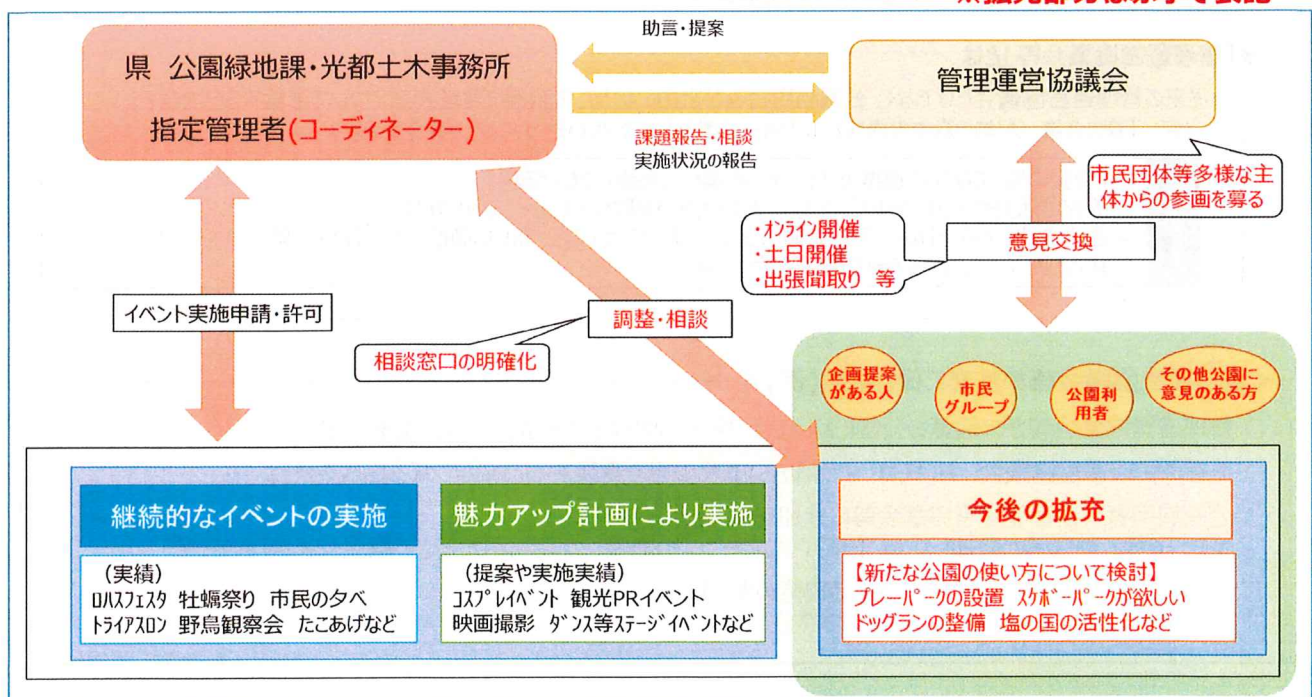
6

【参考】赤穂海浜公園における取組



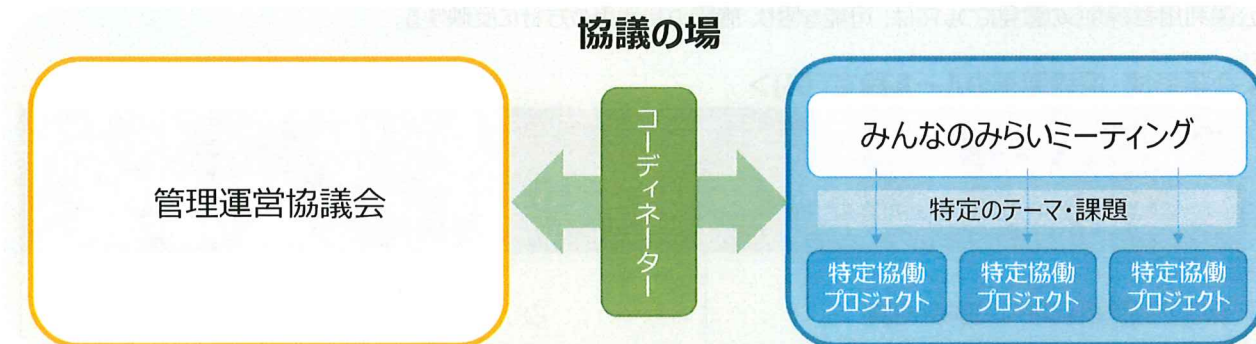
- 管理運営協議会として、公園利用者等との意見交換の場を設置。
- 多様な主体からの参画を募り、管理運営協議会の拡充を図る。
- 円滑な議論を行うためにグランドルールを整備。

※拡充部分は赤字で表記



7

○明石公園の管理運営について協議する場として、「管理運営協議会」、「みんなの未来ミーティング」を設置。



	管理運営協議会	コーディネーター	みんなの未来ミーティング
メンバー	10名程度 〔兵庫県、明石市、指定管理者、有識者、活動団体代表等〕	高田知紀県立大准教授 (当面の間)	誰でも参加可能（出入り自由）
役割	・公園の管理運営や ルール等について協議	・みんなの未来ミーティングの運営 ・市民活動の伴走型支援	・誰もが自由に「談義」する ・情報や人が「マッチング」する ・取組を「企画」する
開催	年2回程度	—	年4回程度

※組織体制は随時見直しを行い、改善を図る。

8

（３）「新たなパークマネジメント手法」を導入する際のルール設定



■「新たなパークマネジメント手法(民間活力導入)」※を導入する際のルール設定

・導入に向けた各段階における、県民への情報発信や意見聴取等の手続きを設定する。

※長期指定管理、Park-PFI等の、民間事業者の優れたノウハウと資金を呼び込む新たな公園管理の手法

<各段階における手続きの設定(例)>

	事業可能性調査	調査結果公表	公募方針検討	公募開始	事業者決定
広く情報発信	●	●	●	●	●
協議会等へ説明	●	●	●		●
意見聴取		●	●		

ゾーニング図Aの変更(ゾーン変更)を伴う場合には、協議の場で合意形成を図る

<具体的手法(例)>

区分	具体的手法
広く情報発信	○記者発表、園内のポスター掲示、チラシ配布、HPへの掲載
協議会等へ説明	○管理運営協議会等に説明、必要に応じて意見を伺う
意見聴取	○公園利用者等からの意見聴取

※県の基本方針

- 県の責任と負担による県立都市公園の整備や維持管理を基本とし、公園のさらなる魅力向上を図るための手段として、各公園の持つ特性を活かした整備や維持管理を、民間事業者の優れたノウハウや投資を呼び込んで実現する。
- 利用者ニーズや公園の課題等をもとに、管理運営協議会等での議論を経て、導入に向けた事業可能性調査を始める。
- 新たな施設整備は、自然環境保全のあり方で検討する【ゾーニング図A：保護ゾーン】を除くエリアでの実施を条件とする。

◆各公園の状況によって生じることが想定される差異（例）

・地域とのつながりが強い公園においては、管理運営協議会等に加えて、地元自治会に対しても説明を実施する。

9

(4) 公園施設の新設、改廃に関する合意形成のルール設定



■ 公園施設の新設、改廃に関する合意形成・情報発信のルール設定

- ・公園施設の新設や改廃等に関する合意形成・情報発信のルールを設定する。
- ・公園利用者等からの意見については、可能な限り、施設の利活用の方針に反映する。

<合意形成・情報発信のルール設定(例)>

必要な手続き	区分	
	施設※1の更新	施設※1の新設、 廃止、用途の変更
管理運営協議会等への説明・相談	○	○※2
SNS、HP、現地看板等を通じた情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)
公園利用者等への意見聴取 (利用者アンケート、関係団体へのヒアリング、 HP等を通じた意見聴取など)	—	○

※1 上下水道、電気通信などのインフラを除く。

※2 ゾーニング図Aの変更(ゾーン変更)を伴う場合には、管理運営協議会等において合意形成を図る。

◆各公園の状況によって生じることが想定される差異 (例)

- ・管理運営協議会等において施設改修等の方針が既に合意されている公園においては、改めての説明や意見聴取は行わない。

10

(4) 公園施設の新設、改廃に関する合意形成のルール設定



■ 有馬富士公園における公園施設の新設、改廃に関する合意形成・情報発信のルール設定について

- ・現状明確なルールは設定されていない。

<有馬富士公園における合意形成・情報発信の状況>

必要な手続き	区分	
	施設の更新	施設の新設、 廃止、用途の変更
管理運営協議会等への説明・相談	△ 工事規模により事前説明	○ 事前説明
SNS、HP、現地看板等を通じた情報発信	×	×
公園利用者等への意見聴取 (利用者アンケート、関係団体へのヒアリング、 HP等を通じた意見聴取など)	—	△ 工事規模により実施の 有無を検討

11

(5) 情報共有マネジメントの検討



・公園に関する情報について、公園利用者等とどのように共有するのか、**意見収集**と**情報伝達**の両面から整理したうえで、各公園の特性に応じた効果的な対策を検討する。

■意見収集

- 利用者の多様な声を平常時から集める方法について検討。
- 障害のある方、子育て世帯等、声を届けにくい利用者の声を集める方法について検討。

<具体的な対策(例)>

- 公園利用者等への定期的なヒアリングの場の設置
- 管理運営協議会として、学校等を訪問し、公園に対する要望等を聞き取る 等

■情報伝達

- 各公園が有する情報伝達の手法について、プッシュ型とプル型、デジタル型とアナログ型に整理した上で、効果的な情報伝達の方法について検討し、日常的な公園の管理運営に生かす。

<情報伝達方法の整理(例)>

区分	プッシュ型	プル型
アナログ型	園内掲示板、広報紙、雑誌、 新聞記事、チラシ、ポスター	窓口、意見箱
デジタル型	LINE、Instagram、 X、Facebook	HPへのアクセス
PARKFUL（公園アプリ）		

5. 兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画 概要

参考資料

I 目的と背景（第1章）

少子高齢化の進行や人口減少社会の本格的到来、防災や環境への意識の高まり、さらに地域創生など、県立都市公園を取り巻く社会状況が大きく変化したことを受け、県下の花と緑の取組みの方向性を示す「ひょうご花緑創造プラン」の改定に合わせ、県立都市公園が、県民共有の資産としてより一層の効果を発現するよう「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」を策定する。

II 現状と課題（第2章）

◆現 状

(1) 県立都市公園の整備

- ・県立都市公園：15ヶ所、開園面積約 1,130ha (H27.12 時点)
- ・一人当たり都市公園面積：12.4 m²/人 (H26.3 時点) → 全国平均を上回る
- ・市街地の緑地面積割合：30.6% (H25.8 時点) → 目標 3割を達成 など

(2) 都市公園の運営管理

- ・効果的・効率的な管理への取組：指定管理者制度を導入 (H18～) → (現在) 15 公園全てで実施
- ・県民の参画と協働の取組：管理運営協議会などを設置、各活動団体によるプログラム実施 など

(3) 特徴的な取組

- ・県立淡路景観園芸学校、淡路花博及び花みどりフェアの開催 など

(4) 県立都市公園の整備費などの推移

- ・平成7年以降、整備費・維持管理費とも減少傾向

◆課 題 今後の都市公園における取組に関する主な課題(5点)

既存ストックの利活用など、時代変化を踏まえ「量」から「質」への転換

今後の方向性を踏まえた新たな目標設定

厳しい財政状況への対応(選択と集中)

これまでの整備で増大した施設の老朽化への対応

施設の老朽化、ストックの利活用などに対応する公園の整備・管理・運営の専門的人材の育成や体制の確保

III 基本方針（第3章）

◆計画期間

- ・展望年次：2040 年 (H52)
- ・計画期間：2025 年 (H37) 概ね5年で見直し

◆基本的な取組姿勢

「ふるさと兵庫」のゆたかな暮らしを支える

「公園づくり」に取組む

◆取組みにおける留意点

- ・社会変化を踏まえた「量」から「質」への転換の推進
- ・県民の参画と協働など多様な連携の工夫、公園のもつ多様性を生かす

◆テーマと施策方針

これからの県立都市公園で取組む
「5つのテーマと18の施策方針」

IV 推進施策（第4章）

5つのテーマ

I 活力あふれる地域づくりに資する公園

18の施策方針

①地域の活性化をもたらす公園づくり

②地域文化の保全・継承、新たな芸術文化を創造する公園づくり

③元気で健康的な生活に資する公園づくり

II 子育てに資する公園

④子育て世代を支援する公園づくり

⑤子どもを育む公園づくり

⑥3世代が楽しめる公園づくり

III 環境との共生に資する公園

⑦自然環境等を守り・生かす公園づくり

⑧環境との共生を学ぶ場としての利活用

IV 安全安心な地域づくりに資する公園

⑨安全な暮らしを支える防災拠点としての利活用

⑩安心地域づくりに役立つ公園づくり

⑪誰もが楽しく安心して利用できる公園づくり

V 持続可能なパークマネジメントの推進

⑫効率的な老朽化対策の計画的な推進

⑬社会変化を踏まえたリノベーション等の推進

⑭施設間連携、民間活力等の連携による効率的・効果的な事業推進

⑮より良いサービスを提供する管理運営体制等の工夫

⑯県民の参画と協働の活動を推進する仕組みの工夫

⑰効果的な広報の推進

⑱公園づくりの評価等の推進

主な取組み

観光拠点型公園の整備・活用（赤穂海浜公園：「塩の国」のリノベーション）

文化財等を保全、活用する公園の整備・活用（舞子公園：「旧武藤邸」等の活用）

健康づくり公園の整備・活用（播磨中央公園：マラソン、サイクルードレース大会の開催）

子育て支援公園の整備・活用（甲山森林公園：乳幼児用の施設整備や子育てを支援するプログラムの実施）

プレーパークなど子どもの育成に資する整備・活用（明石公園：冒険ひろばあかしっこ等の場づくりの拡大）

地域の高齢者と子どもが一緒に楽しめる公園づくり（一庫公園：里山文化などを伝える3世代交流イベント）

生物多様性を確保する公園づくり（尼崎の森中央緑地：地域性植物による緑地の創造）

園内発生根材のリサイクルの推進（丹波並木道中央公園：間伐材の利用）

防災拠点としての機能維持と利活用（三木総合防災公園：全県拠点としての機能維持、活用）

防犯環境に配慮した設計の導入による安心な公園整備（全公園）

公園のユニバーサル化の推進（舞子公園：外国語ボランティアの接遇向上などのための研修会開催）

計画的かつ的確な老朽化対策の推進（全公園）

時代変化に対応したリノベーションの推進（全公園）

各種施設との連携による効率化・効能向上（全公園）

県立淡路景観園芸学校の取組、パークマネジメントを担う行政の人材の育成

公園を舞台とした県民の参画と協働の活動の総合的な仕組みづくりの推進（全公園）

時代に応じた手法を活用した広報、及び多様な媒体、主体、地域等の連携による広報（全公園）

公園の魅力向上につなげる PDCA 評価と反映の実施（全公園）

各施策の取組により目指す総合的な目標値

県民一人当たり都市公園の利用回数

2.2回以上/年

(平成25年度実績2.0回/年の10%UPを目指す)

(参考 H25 実績：1,118 万人→H37：1,160 万人)

課題

- ①芸術、地場産施設による新たな魅力づくり
- ②老朽化した施設の魅力アップ
- ③住民参加の活性化
- ④ポストコロナに対応した公園の活用

委員意見

- ①有馬富士公園をどのように特色づけ次世代に引き継ぐのか検討が必要。
- ②P-PFIを含めた民間活力の活用や、市等と連携した利用促進、地域活性化が望まれる。
- ③地球アトリエの開園に向けた運営体制づくりやプロモーションが必要。
- ④自然と触れ合う場としての環境整備が望まれる。
- ⑤多様な主体が関わるプロジェクトを進行する体制が必要。
- ⑥有馬富士公園運営協議会の関わり方を再度検討すべき。
- ⑦ポストコロナに対応した新規施設の整備、運営を検討すべき。

関係者意見

- 有馬富士公園運営協議会
・棚田・里山部会の他にも林部会や水辺部会を立ち上げ、オープンな参画を推進し、住民活動の活性化が必要である。

テーマ 自然と芸術による教育、地域・観光振興

1 芸術文化施設の整備による教育及び観光振興

- 芸術と自然を活用した体験交流施設の整備
・新宮晋氏監修の「地球アトリエ」の設置

- 民間活力による飲食機能の強化
・官民連携による地場産レストランの設置(三田市が民間事業者を公募)を検討

2 老朽化した遊具や自然生態空間の改修

- あそびの王国の改修
・遊具の改修
・日陰となる樹木、四阿等の設置を検討

- 花の道、鳥の道、野鳥の広場の改修
・木製デッキ、鳥シェルター等の改修
・花の道の植栽の変更を検討

- 林の生態園の改修
・解説板の改修、木道の補修、屋外講習を受入れる環境整備
・ジュニアボランティアとの連携による湿地再生

- 草地の生態園の改修
・サインの設置やルールづくり等による、虫取りなど自然体験を楽しむ場所への改修

- 水辺の生態園の改修
・足洗い場の整備やザリガニ等生き物捕獲のルールづくり等による、自然体験を楽しむ場への改修

- 花菖蒲園の改修
・子どもが遊べる親水空間として改修

- 棚田・里山の維持管理
・棚田・里山部会を中心とした里山の維持管理(低林管理)

- 尾根ルートの整備・改修
・ルートサインの改修及び新たな設置
・三田市や住民と連携した有馬富士登山道の整備を検討

3 住民参加による公園活動の拡充

- 有馬富士公園運営協議会の部会活動の推進
・棚田里山部会の活動内容の拡充
・林部会や水辺部会の設置による住民参加の活性化

- 新たな県立都市公園の住民参加のモデルづくり
・人と自然の博物館との連携による県立都市公園の新たな住民参画モデルの構築の検討

4 ポストコロナに対応した取組

- 公園内外のマイクロツーリズムの展開
・北摂里山博物館構想の拠点の一つとして周辺の他の拠点と連携した体験型のツーリズムを検討

- セルフレクリエーションの推進
・QRコードを活用した生き物観察、案内板整備等

地球アトリエイメージ



遊具の改修(弾性舗装)



鳥シェルター等の改修



屋外講習の受入れイメージ



生物捕獲のルールづくりイメージ



子供が遊べる親水空間イメージ



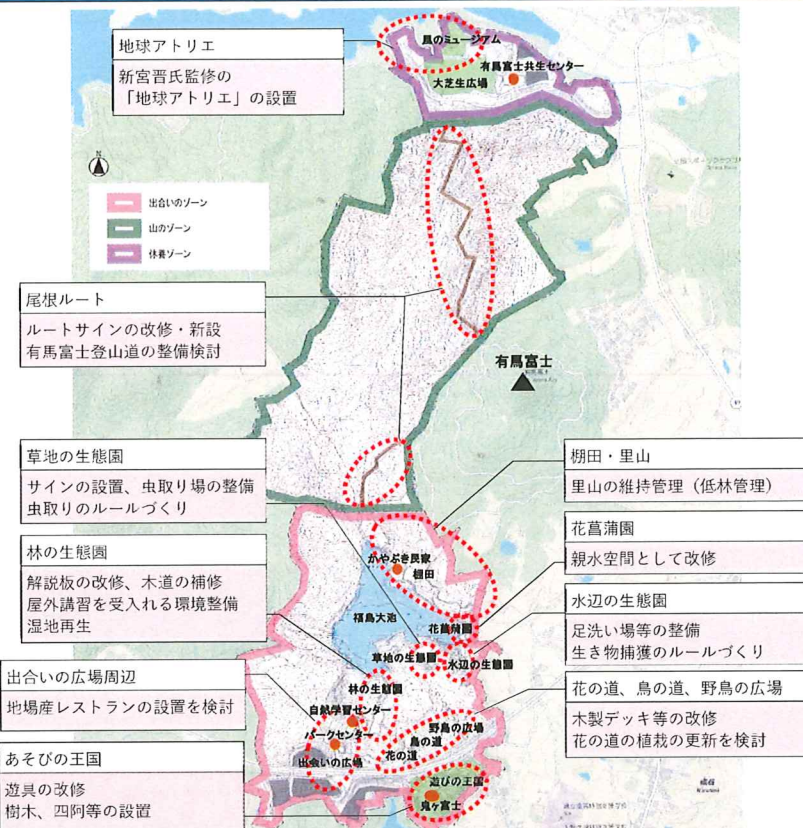
棚田・里山の維持管理イメージ



住民参画モデルの構築イメージ



体験型のツーリズムイメージ



	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
地球アトリエ	設計	→	→	→	→	→	→	→
あそびの王国	改修工事	→	→	→	→	→	→	→
地場産レストラン		民間公募(三田市)	→	民間による整備	→	→	→	→
水辺の生態園		→	→	→	→	→	→	→
花菖蒲園			→	→	→	→	→	→
運営協議会	棚田・里山部会の活動内容の充実 林部会や水辺部会の設置による住民参加の活性化	→	→	→	→	→	→	→
ポストコロナへの対応	セルフレクリエーション、マイクロツーリズムの推進	→	→	→	→	→	→	→

生物多様性有馬富士公園戦略 2017(概要)

I 「生物多様性有馬富士戦略」策定について

有馬富士公園の多様な自然や生態系は、人の手が全く入らない太古の森や高山のお花畑などの原生的な自然とは異なり、古くからの人間の生活と結びついた、いわば人間と仲のよい里の二次的自然といえる。このような里の自然は、人が手入れをすることで初めて持続することができる。一方、県民の参画と協働のフラグシップ公園として、「みんなであつくるふるさと公園」をテーマに、県民とのパートナーシップによる公園づくりを行っている。

こうした中、平成 24 年 3 月に、参画と協働による公園づくりを進めていくための「生物多様性有馬富士公園戦略」を策定し、有馬富士公園の豊かな自然環境や生態系の基盤となる生物多様性を次世代に引き継ぎ、持続的に利用することを目的とした。

平成 28 年 7 月に「福島ナツツバキ個体群」が三田市の天然記念物に指定されたことを受け、「生物多様性有馬富士公園戦略」に基づくこれまでの様々な取り組みも踏まえ、平成 29 年 3 月に改訂された。

II 生物多様性をとりまく情勢

生物多様性とは、すべての生物の多様な変異やつながり合う関係のことである。生物多様性条約によると「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」といった 3 つのレベルの多様性が存在する。

また、私たちの生活は「生物が生み出すきれいな空気と水の供給」「食糧・燃料・薬品資源の供給」「環境形成機能と防災機能」等の生物がもたらす様々な恵みによって支えられている。

III 有馬富士公園の生物多様性の現状

1 自然環境(地形・気候など)

有馬富士公園は、三田市のほぼ中央部に位置する有馬富士周辺に広がっている。周辺は、山地が連なっており、公園の北側には千丈寺湖、南側には福島大池など三田市を代表する湖沼がある。地質は、有馬層群で、岩盤が硬いため傾斜の急な山並みの景観が広がっている。また気候は瀬戸内海気候区に属し、やや内陸性の特性を示す。

2 植生

森林群落が 12 群落、草本群落が 14 群落確認されている。里山を代表するアカマツモチツツジ群集、コナラアベマキ群集が大部分を占めている。

3 生物相

維管束植物、鳥類、哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類のまとまった分布情報が得られ、確認できた生物の種数は 612 種類であった。

4 有馬富士公園と一庫公園の里山林の比較

有馬富士公園では、アカマツモチツツジ群集が優占し、やや乾燥傾向にあることを示す一方、一庫公園ではコナラアベマキ群集が優占し、適潤傾向にあることを示す。

IV 有馬富士公園における様々な取り組み

1 公園管理者および活動団体による取り組みの現状

- ・公園利用や生物多様性保全を考慮して、園内を 3 つのゾーンに区分
- ・里山クルー講座、里山連携講座、森の学校等による整備地の追跡調査
- ・「生物多様性有馬富士公園戦略」に基づく取り組み
- ・環境学習の指導者養成講座、スキルアップ講座等を継続して開催
- ・自然や生物に関連した平成 22 年度の夢プログラム参加数は 12 グループ

2 生物多様性保全へ向けた課題

- ・生物多様性保全に関する情報収集、管理等
- ・生物多様性保全に関する活動団体間の調整・連携、活動人員の確保、支援体制の充実等

V 戦略の理念と目標

1 理念

「生物多様性」とは、その土地に暮らすたくさんの生きものがいること、また、生きもののつながりが健全に保たれていることである。有馬富士公園一帯に広がる雑木林、福島大池の広々とした水辺、人が世話をしてきた田んぼのどれもが、昔からここで暮らす生きものたちの大切なすみかである。このような有馬富士公園の豊かな自然環境とそれを支える生物多様性を守り育て、次世代へ引き継いでいくことが重要である。

2 目標

①多様な生態系の保全

生物の生息環境の基盤となる様々な植生タイプを活用し、公園内における生態系の多様性の保全、向上

②参画と協働による推進

生物多様性の保全は、多様な主体からの参画と協働で進めていくこと

③生態系ネットワークの保全

有馬富士公園だけでなく、周辺の里山生態系とのネットワークにも配慮すること

VI 行動計画

有馬富士公園におけるこれまでの取り組み実績や行動の視点を踏まえ、次のような行動を展開していく。

行動計画	項目
参画と協働による生物多様性保全活動の推進	自然環境に配慮した公園管理を目指すとともに、従前から推進してきた自然環境(里山)や生物多様性を守る取り組みを推進する。 ・「生物多様性有馬富士公園戦略」に基づき、生物多様性の保全に取り組むとともに、夢プログラムグループ等の参画と協働による保全対策をテーマとした戦略の改定に取り組む。他
生物多様性や環境学習に配慮した植物管理	活動団体の協力を得ながら、公園における全ての取り組みを県民(公園利用者)の参画のもとで展開する。 ・学校、団体等による自然体験活動に対し、効果的な環境学習の場を提供できるよう、利用に合わせた作業計画を立てて維持管理に取り組む。他
関係機関、他施設及び周辺地域等との連携	北摂里山博物館の活性化につなげるとともに、地域創生の舞台となる公園づくりを進め、地域づくりを先導する。 ・ナツツバキ個体群の三田市による天然記念物指定を契機として、川西市、宝塚市等との連携を進め、生物多様性保全への理解および公園利用の促進を図る。他
県立一庫公園との連携	先進的な里山管理のあり方等について研究・実践する有馬富士公園と、自然環境を守り伝統的な里山管理を続けている一庫公園の特長を活かし、各種情報交換やイベント等の共同実施を進める。他

※天然記念物「福島ナツツバキ個体群」の保全推進の具体策

平成 28 年～令和 2 年の 5 年間を区切りとして、ナツツバキ個体群の保全を推進する。主にナツツバキ個体群へ向かう歩道の整備およびナツツバキ生育地周辺の森林整備を重点的に実施する。夢プログラムグループ、市民、企業等との協働により実施していく。

参考資料

有馬富士公園 ゾーニング図等 抜粋

目次

1 生物多様性有馬富士公園戦略 2017

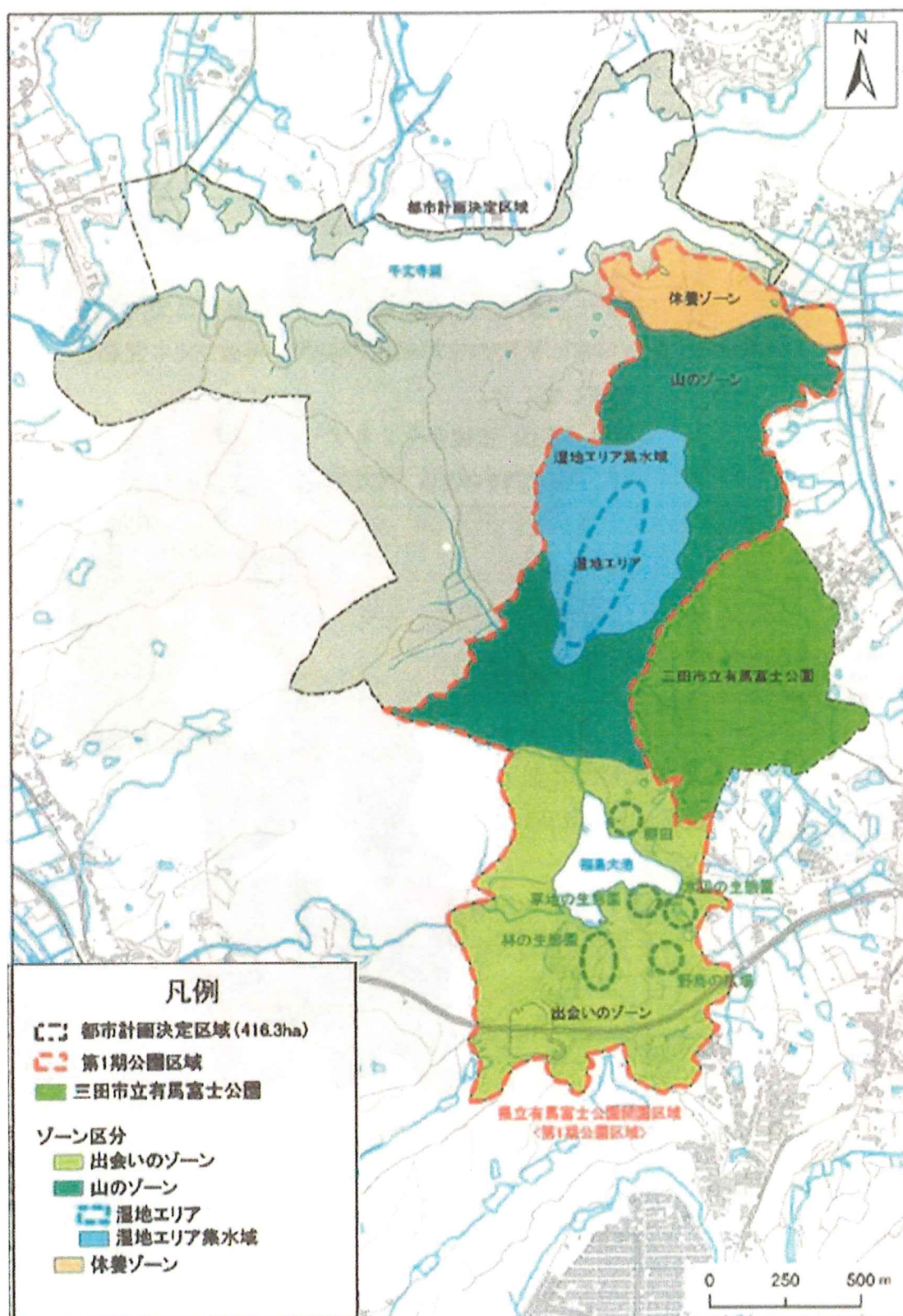
- (1) 園内ゾーニング・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 現存植生図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 希少種分布位置（植物）・・・・・・・・・・ 3
- (4) 希少種分布位置（動物）・・・・・・・・・・ 4
- (5) 重要生態系分布図（三田市）・・・・・・・・ 5
- (6) 出合いのゾーン（棚田・里山景観保全エリア）における
整備目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (7) 天然記念物「福島ナツツバキ個体群」保全計画図
（平成 28～29 年度）・・・・・・・・・・ 7

2 県立都市公園リノベーション計画

- (1) リノベーション方針図・・・・・・・・・・ 8

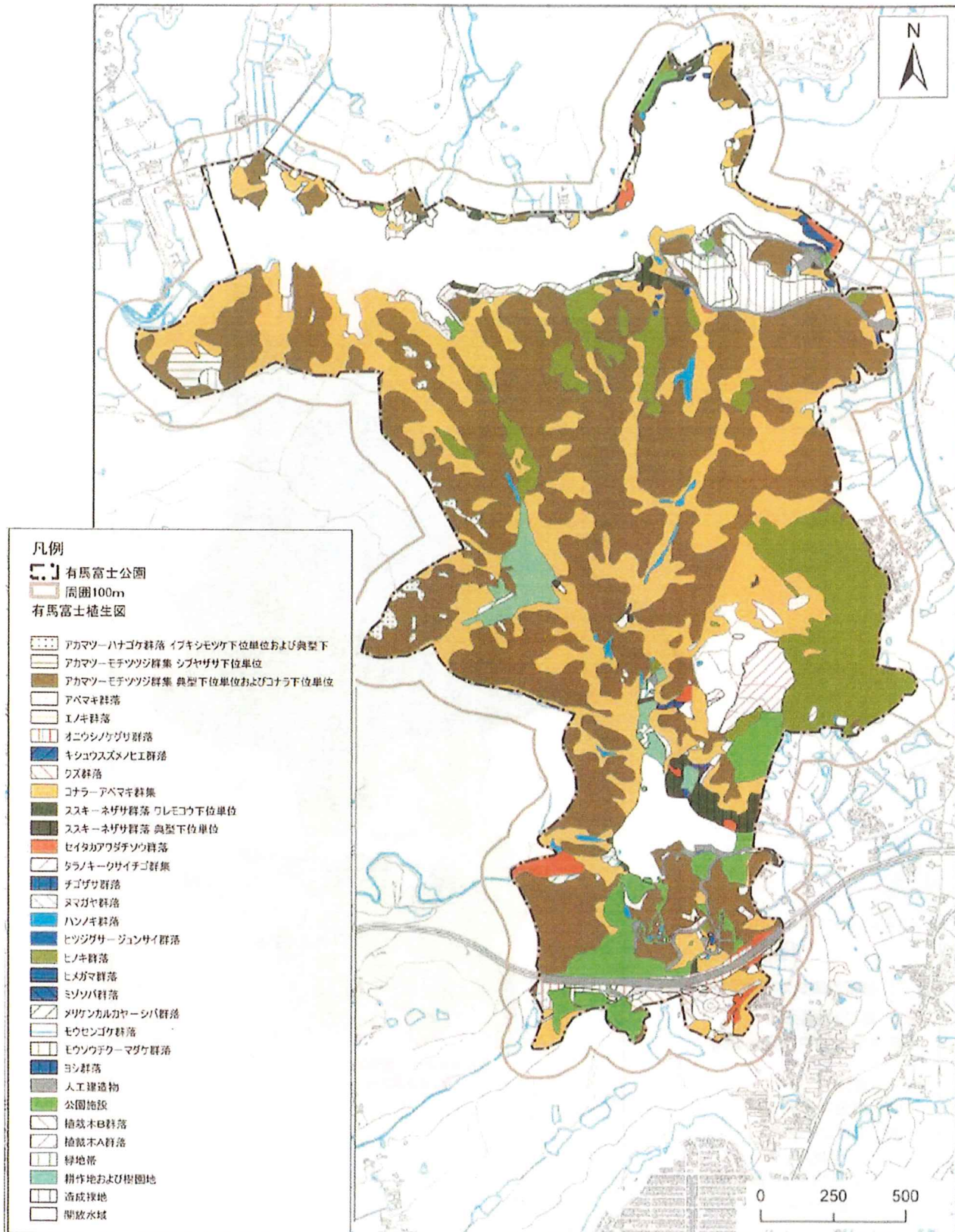
1 生物多様性有馬富士公園戦略 2017

(1) 園内ゾーニング



公園利用および園内における生物多様性保全などを勘案し、園内を3つのゾーン（出合いのゾーン、山のゾーン、体養ゾーン）に区分している。また、山のゾーンの谷筋の湿地については、湿地エリアとしている。

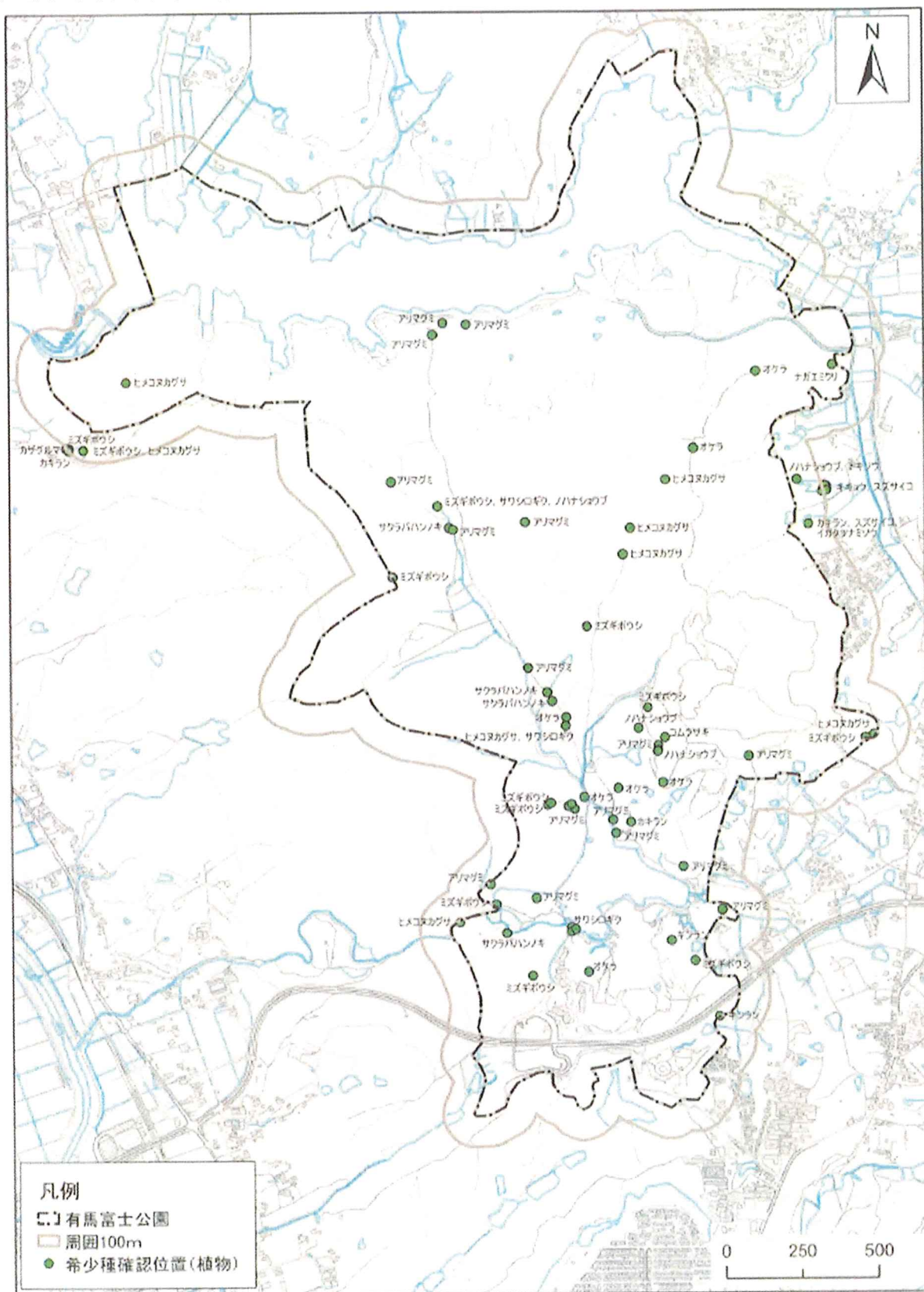
(2) 現存植生図



森林群落は 12 群落、草本群落は 14 群落確認されている。

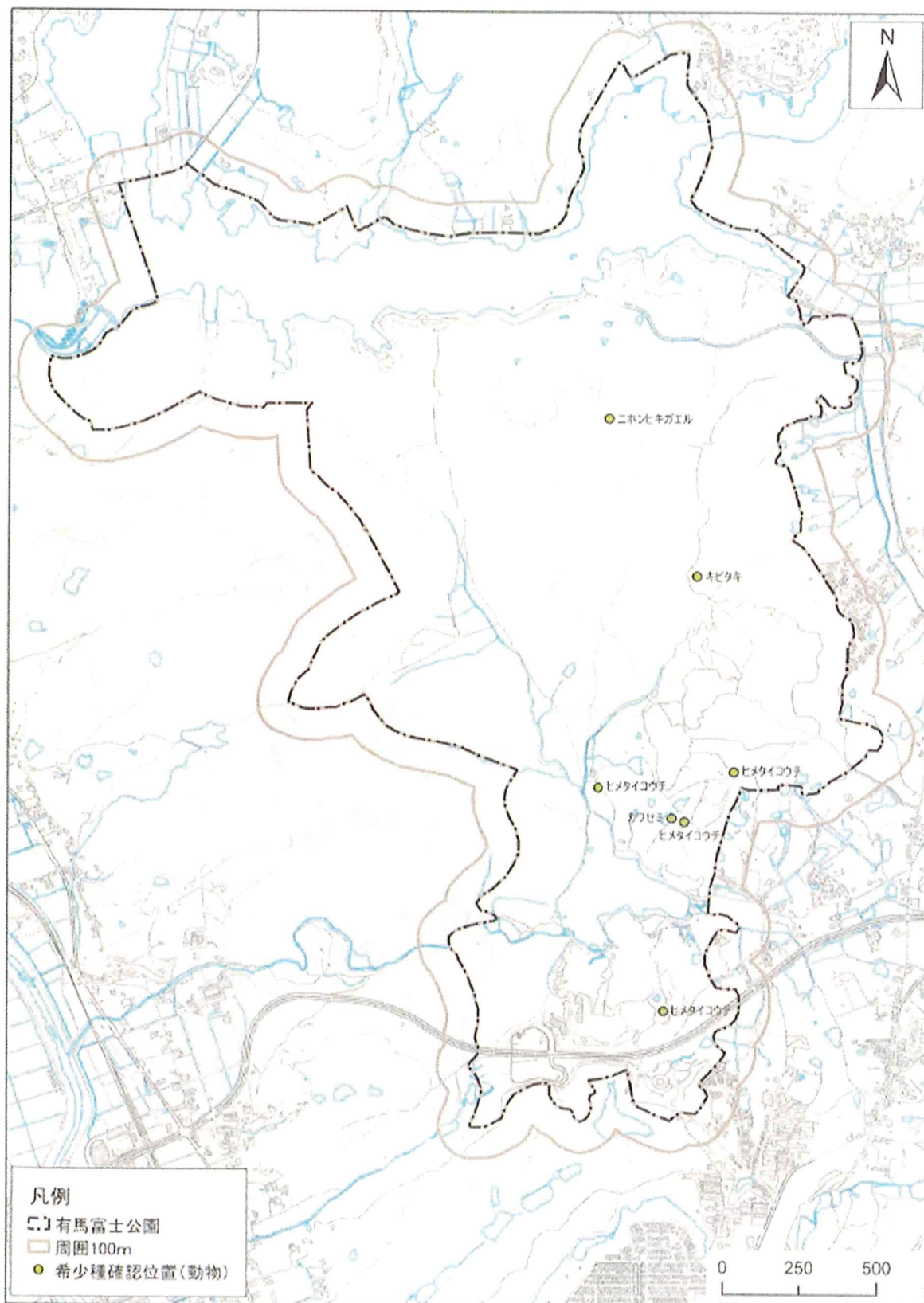
里山を代表するアカマツ-モチツツジ群落、コナラ-アベマキ群落が大部分を占め、両軍州の面積は、調査範囲の約 60%に達する。

(3) 希少種分布位置 (植物)



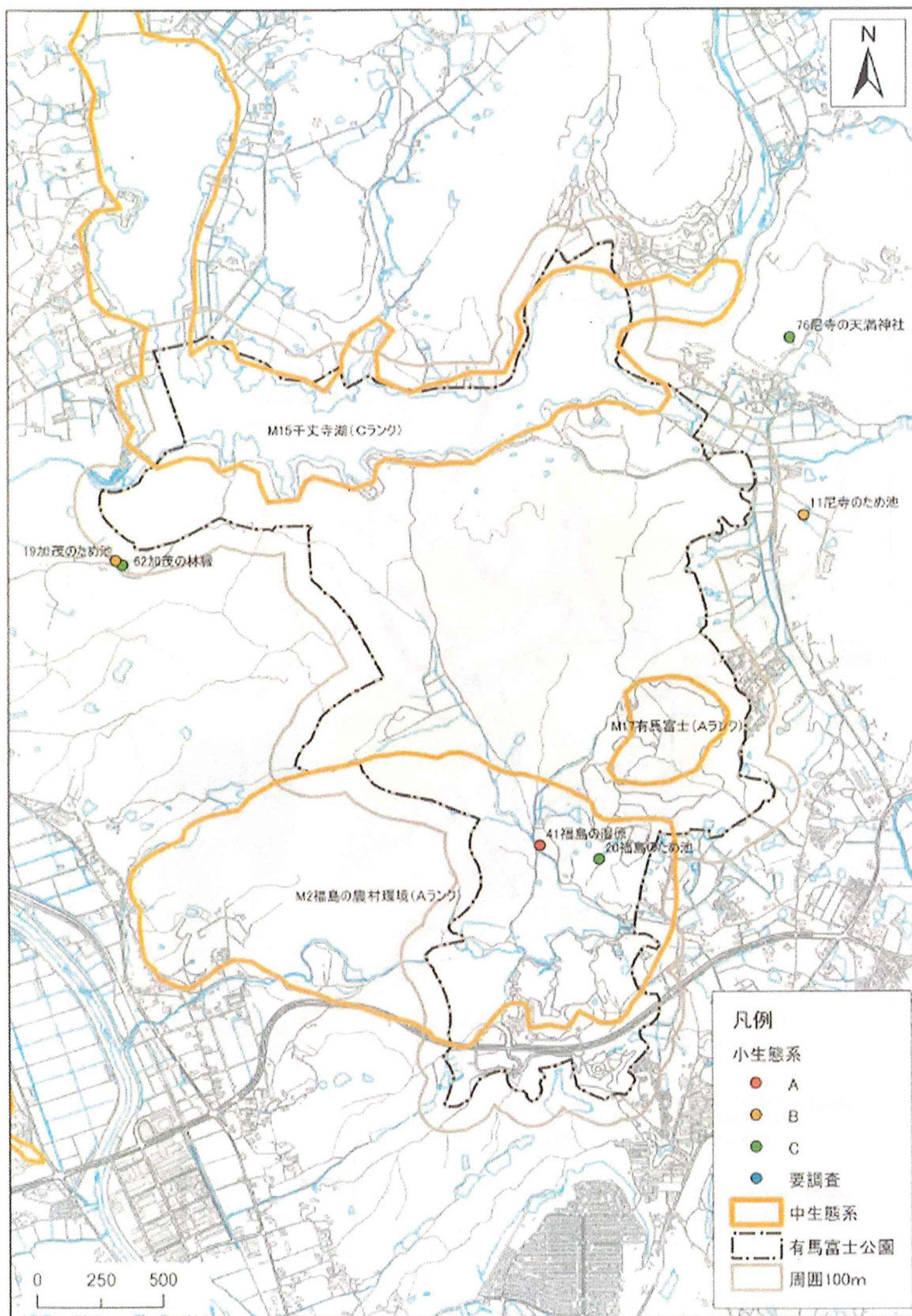
兵庫県版レッドデータブック記載種が9種、環境省レッドリスト掲載種が9種、近畿レッドデータブック掲載種が14種確認されている。

(4) 希少種分布位置 (動物)



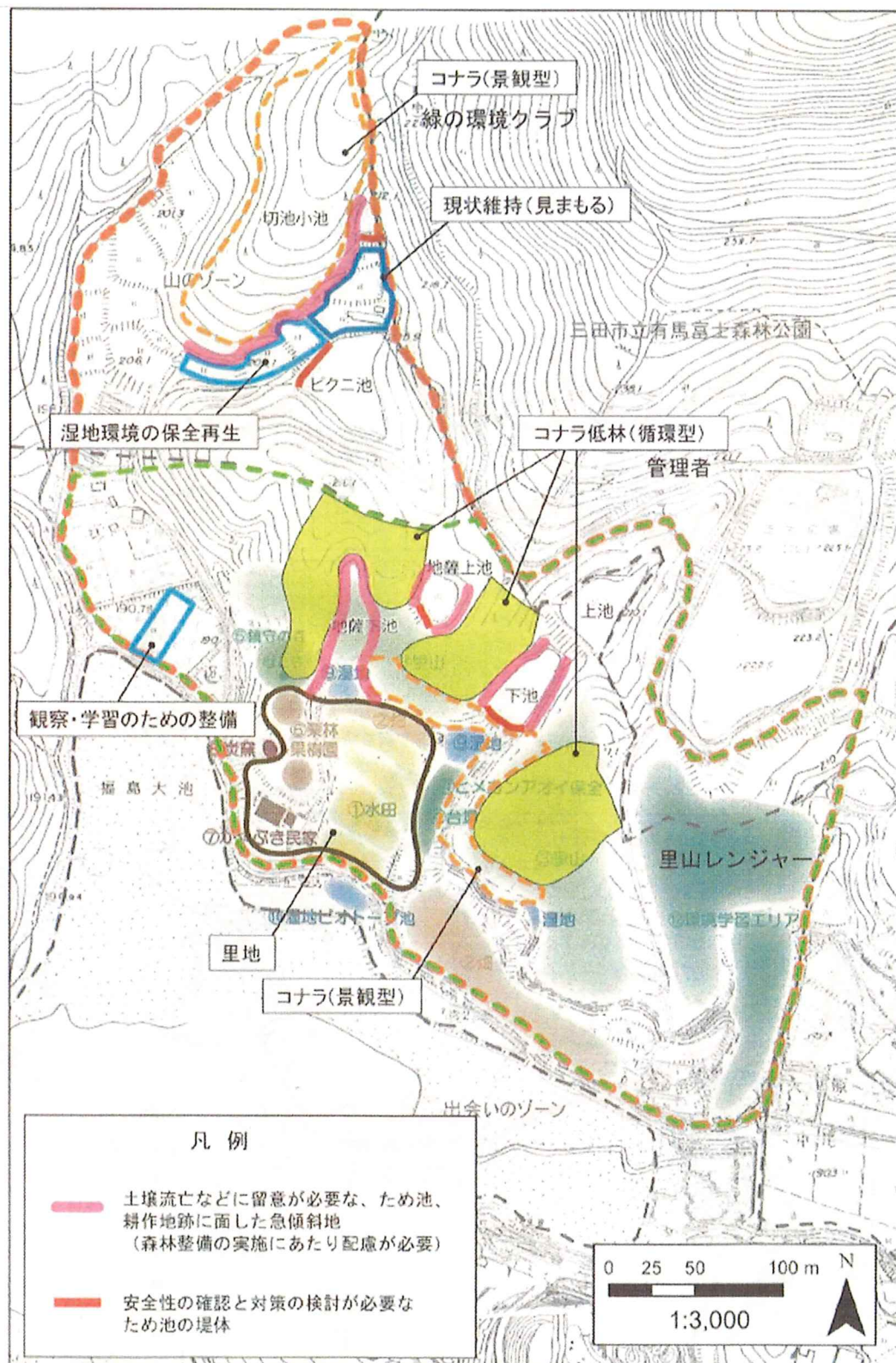
兵庫県版レッドデータブック記載種が 38 種、環境省のレッドデータブック記載種が 10 種確認されている。

(5) 重要生態系分布図（三田市）



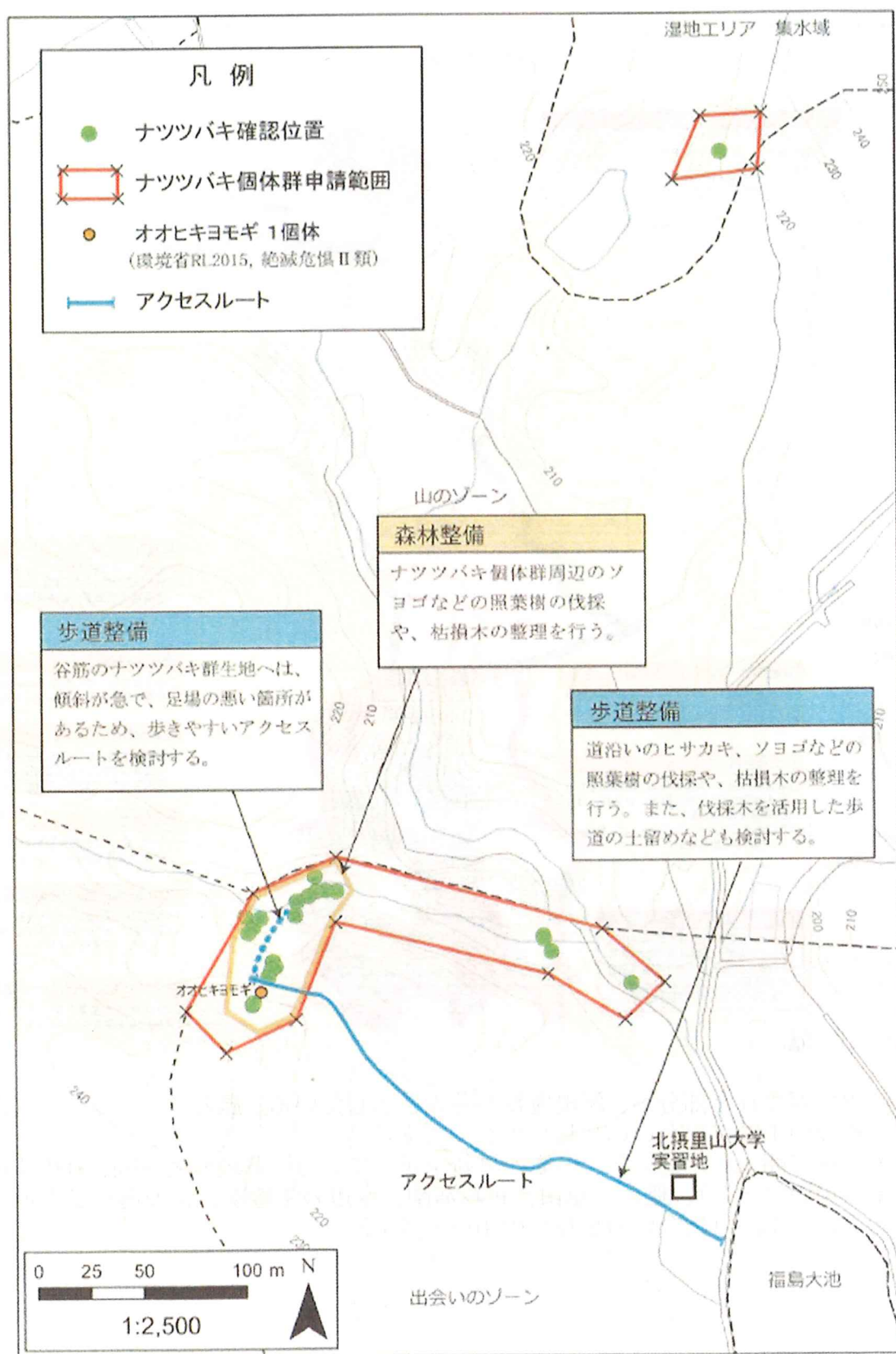
三田市生態系レッドデータブックに記載された重要な生態系として、有馬富士公園およびその周辺では、中生態系3箇所、小生態系6箇所が選定されている。

(6) 出会いのゾーン（棚田・里山景観保全エリア）における整備目標



里山において活動を進めるにあたり、里山活動の基本コンセプト、目標植生、管理方法などを整理し、夢プログラムグループ等と共有しながら取組を進めている。出会いのゾーンを3つに分け、その1つである棚田・里山景観保全エリアにおいては、整備目標をゾーニング図に落とし込んでいる。

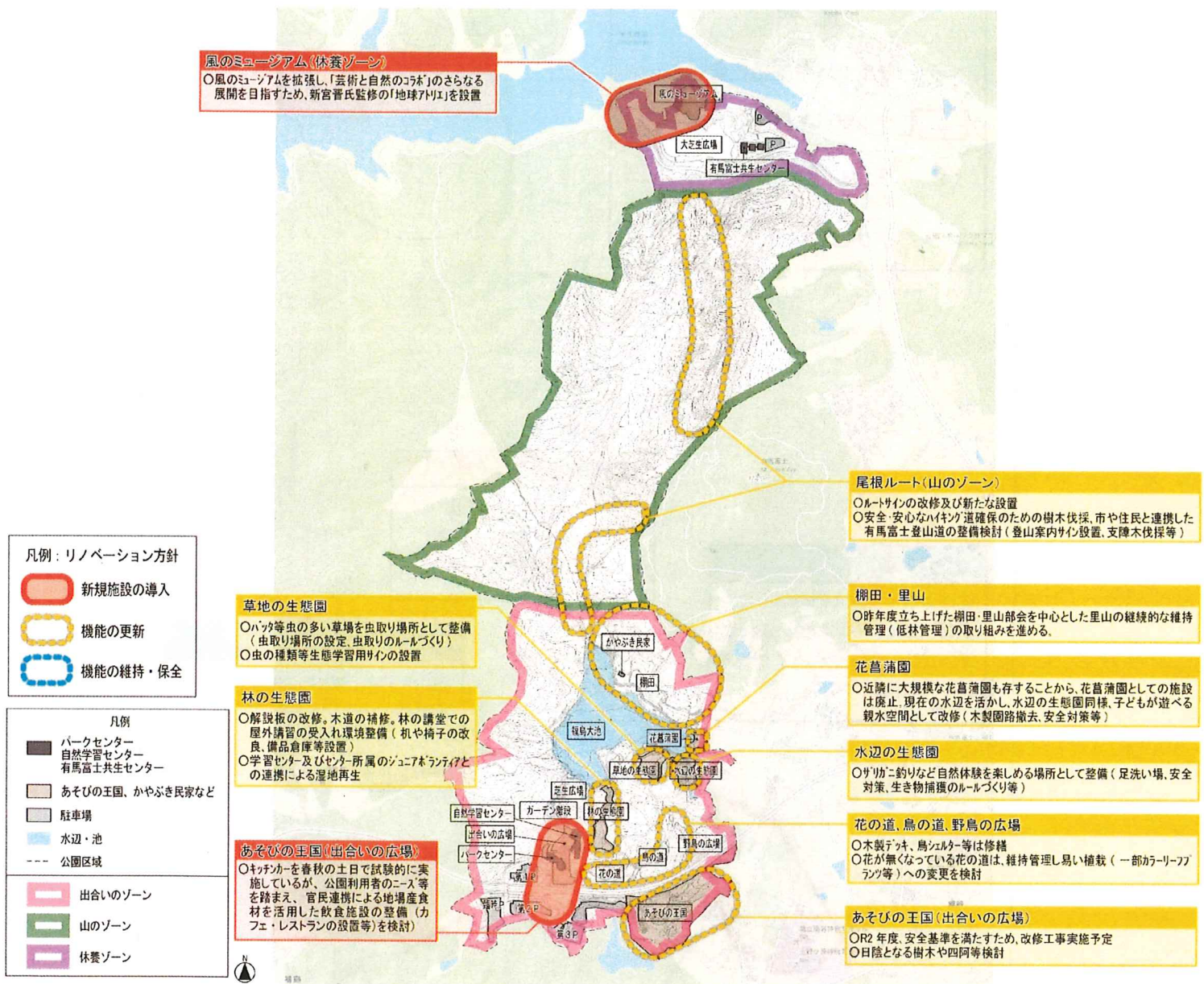
(7) 天然記念物「福島ナツツバキ個体群」保全計画図（平成 28～29 年度）



平成 28～令和 2 年度までの 5 年間を区切りとして、ナツツバキ個体群の保全を推進した。ナツツバキ個体群へ向かう歩道の整備およびナツツバキ生育地周辺の森林整備を重点的に実施。

2 県立都市公園リノベーション計画

(1) リノベーション方針図



赤色の線で囲まれた部分が、新規施設の導入を示している。風のミュージアム(休養ゾーン)とあそびの王国(出合いの広場)の2つである。

黄色の点線で囲まれた部分が、機能の更新を示している。草地の生態園、林の生態園、尾根ルート(山のゾーン)、棚田・里山、花菖蒲園、水辺の生態園、花の道、鳥の道、野鳥の広場、あそびの王国(出合いの広場)の10つである。

■現状と課題

当公園は住民参加型のモデル公園として全国的に知られる公園である。住民参画の仕組みとして「夢プログラム」があり、住民の豊かな発想で公園を活用している。夢プログラムの担い手は2005年度に30グループあったが、現在21グループまで減っており、夢プログラムの担い手の発掘や育成が急務となっている。

■目的

当公園は、ニュータウンの近くに**里山体験ができる魅力**がある。この魅力を活かしてまちづくりや福祉、健康、教育、若者の居場所づくり等、**多様な活動の場として公園を使いこなす**方策を検討し、**夢プロの今後のあり方や新たな活動の展開**につなげる。

■ワーキング内容（案）

1. 公園やまちの活性化事例の勉強会開催 ゲストスピーカー招聘
2. 有馬富士公園に関わる意見交換会

■メンバー

運営協議会メンバーと夢プログラムのクルーの参加希望者、他有志

■スケジュール（案）

	R5年度	R6年度			
	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
運営協議会	● 今回		● 9月		● 2月
ワーキング		●————● 4回程度			

※この他、有馬富士公園運営協議会にて県立都市公園のあり方検討会を数回開催予定。

今年度のこれまでの取り組み

ワーキングの実施に先立ち活動団体へのヒアリングの実施

- ①ヒアリング期間 R6.5.13～6.27
- ②ヒアリング団体 6団体（県内5団体、県外1団体）
- ③ヒアリング項目

活動やイベントの仕組みや工夫、活動のフィールドとしての公園、夢プロについての意見や課題

■ヒアリング結果

活動団体	活動分野	ヒアリング項目		
		活動・イベントの仕組みや工夫	活動のフィールドとしての公園	夢プログラムについて
A	子育て 被災地支援	・企画・構成・準備等をメンバーで分担する （分担された役割を100%果たす） ・子ども連れでの活動OK ・子供達に「危ない」「走るな」と言わなくていいような配慮を心がける。	有馬富士公園で出来ることや魅力を伝えないと活動団体は興味を持たない	・夢プロを知らない人が多い（広報不足） ⇒説明会やプレ体験をやってみてはどうか ⇒情報を届けたいターゲットを決め、ターゲットが情報を得る媒体に情報を届けることが大事（ヘルソナ） ・「何かをやらされる」イメージがある。 ・関口を広げる方がいい
B	地域環境計画	・誰でも会議が運営できるようなルールや構造 ・定期的に開催（第1土曜日） ・来たい人だけが来る仕組み ・インフォーマルな場づくり（1人でふらっと参加） ・キャッチーな広報（内容より目を惹くもの重視） ・学生グループ数は最大20（事務局が掌握出来る限界）	尼崎の森中央緑地で活動中	・団体登録（2人以上）が新しい人の参入を阻んでいる。今は個人で活動する時代。
C	教育	・スタートアップ相談会を設けている。 ・グループ間のマッチングすることもある。 ・外部コーディネータを2名配置。 目標設定段階から学生との面談や相談を行う。	認定したグループの中に、公園をフィールドに選べる可能性があるものがある。	-
D	福祉	・活動に必要な能力を有する職員がコーディネータとして日々活動。 ・お困りごとの相談に来た人に対し、「お困りごとを何とかしよう」ではなく「地域にとって何が出来る人なのか」を探り、マッチングさせ、プロジェクトに繋げる。 ・プロジェクトについては、立案段階から伴走し、一過性の「イベント」にならないようにしている。 ・プロジェクト成立の鍵は「タッチポイント」（地域の方と地域の魅力や地域の方が求めるものをつなぐ接点）	・公園の課題を個別で捉えるのではなく、別の側面から公園の利点を活かすことで個別の課題を解決出来る領域を探すことが重要。 ・コミュニティの生み出し方の1つとして多くの「タッチポイント」（公園という場と利用者をつなぐ接点）を挙げて、そのタッチポイントを活かすことで様々な世代が集う場になる。	・（公園の理念も大事だが）「何をやったら何が起るのか」という視点があってよい（理念づくり）
E	スタートアップ	-	三田市内の活動団体は、「三田市内では公園では何も活動できない」と感じている。	-
F	スタートアップ	イベントを企画する部門があり担当者がやりたいことをイベント化している。	・活動の場として公園は魅力的。 ・イベント慣れしていない一般の団体にはイベント開催のハードルは高いと感じた （公園利用のルールの解釈、申請資料の作成、安全対策（費用面）など）	-

■ヒアリングから抽出した結果と課題

□結果□

- ・団体登録（2人以上）が新しい人の参入を阻んでいる。
- ・「何かをやらされる」イメージがある。（フェスティバルや屋台村）特に屋台村の出席率は50%程度であり、内容を報告するのみの会となっているのが現状であり、形骸化している。
- ・三田市内の活動団体は、「三田市内では公園では何も活動できない」と感じている。
- ・イベント慣れしていない一般の団体にはイベント開催のハードルは高いと感じた。
- ・窓口の人によって対応が変わる（例：物販があるだけで営利目的と判断）

□課題□

- 活動したいと思い立った個人が参画しづらい。（課題①）
- 義務とメリットのバランスが悪い（課題②）
- 公園でできることのPRができていない（課題③）
- 活動団体をサポートする体制となっていない（課題④）
- 判断するためのルールがない（課題⑤）

■有馬富士公園の在り方に資する目的の整理

■目的

当公園は、ニュータウンの近くに**里山体験ができる魅力**がある。この魅力を活かしてまちづくりや福祉、健康、教育、若者の居場所づくり等、**多様な活動の場として公園を使いこなす**方策を検討し、**夢プロの今後のあり方や新たな活動の展開**につなげる。



■目的達成のために必要な要素（ヒアリング結果から見えた短期的な目標）

①夢プロのプログラム改訂（課題①、②より）

- ⇒・個人でもやりたことを表現できる場にする。
- ・義務感や負担感が過剰じゃない、年間のプログラムの在り方を整理する。
- ・学生などの新たな主体が参画しやすい、時期を見込む。

②広報強化（課題③、④より）

- ⇒・夢プログラムが、常に募集中ということが伝わる。（募集要項の・・・）
- ・公園で何ができるかが伝わる。（後追いレポート型の発信）
- ・伴走支援があるよということが、発信できる。

③伴走支援（課題④より）

- ⇒0から活動を始めたい人の聖地へ。モヤモヤした市民の気持ちを具現化するお手伝い。

④属人化しないルールづくり（課題⑤より）

- ⇒・公園内で「できることとできないこと」「できる場所-できない場所」の明確化。

■ 具体的な取組み

今後の方針	今後の改善点（具体案）
夢プロのプログラム改訂	・ 個人でも登録可能とする。 ・ 屋台村での発表は廃止する or メリットを増やす。 ・ 交流の場として夢プログループが担っているフェスティバルを 春（新学期）から秋に移行
広報強化	・ facebookに掲載していた内容を若者世代がよく見るXやインスタにも、以下の内容を定期的に掲載・更新する。 ①夢プロ募集中の案内 ②夢プロイベント情報（夢プロ団体のリツイート等も活用） ③夢プロイベント結果 （夢プロ以外のイベントについても同様に掲載する） ④伴走支援が必要な方の相談案内
伴走支援	伴走型支援の仕組みとして、 現在行っている管理者による支援や既存の夢プロ団体、20周年20のプロジェクト（林の生態園 等）の活動を参考に検討
属人化しないルールづくり	・ どこで（ゾーン分け）どんなイベントができるのかを示す。 ・ 好事例集（こうやってイベントを実現した）を作成 【整理する上で参考にするイベント】 ・ 20周年20のプロジェクト（焚火 等） ・ 指定管理者がサポートしてきたイベント 等 ・ 他の都市公園でのイベント

ありまふじ夢プログラムのご案内

◆ありまふじ夢プログラムとは

有馬富士公園を舞台に、住民グループなどが主体（ホスト）となって、来園者（ゲスト）に対して継続的にワークショップやイベントを開催する（イベント系）他、生き物の調査・研究（調査研究系）や維持管理活動（維持管理系）など多様な活動・交流ができる仕組みです。

夢プログラム活動例：子育て応援イベント、水辺の生態調査、お米作り、間伐採のチップ化等

イベント系写真

調査研究系写真

維持管理系写真

◆メリット

夢プログラムは、「有馬富士公園運営協議会※」の共催プログラムとして実施して頂きます（同協議会事務局（有馬富士公園パークセンター）が随時審査します）。

同協議会の共催プログラムとして実施することにより、以下のメリットを受けることができます。

- ・有馬富士公園のパークセンター・有馬富士自然学習センター・三田市共生センターの施設（部屋）・芝生広場や備品が無料で利用可能
- ・公園管理事務所によるイベント等実施にかかる助言
- ・他の夢プログラム参加グループとの交流
- ・「広報さんだ（市広報誌 毎月1日発行）」「イベント情報ありまふじ（公園広報誌 毎月1日発行）」「公園公式ホームページ」で広報可能

※有馬富士公園運営協議会とは、住民委員、兵庫県、人と自然の博物館、指定管理者（兵庫県園芸・公園協会）、三田市等、本公園の運営の関係者で構成し、本公園の運営のあり方を協議・助言することができる機関です。

◆対 象

自らプログラムを企画し、責任をもって継続的に実施できる方・団体

◆条 件

- ① 夢プログラムの趣旨に賛同し、活動すること
- ② 営利を目的としないこと
- ③ 有馬富士公園で実施すること
- ④ 広く県民・市民を対象に活動すること
- ⑤ 所定の夢プログラム登録申請書・企画書・報告書を提出すること
- ⑥ ゲスト（来園者・来館者）に対して、ホストとして、イベント等を実施すること
- ⑦ 自律した活動ができること

- 自律した活動とは～
 - ・自分たちで企画・運営ができること
 - ・自分たちで運営の予算・財源をまかなうこと

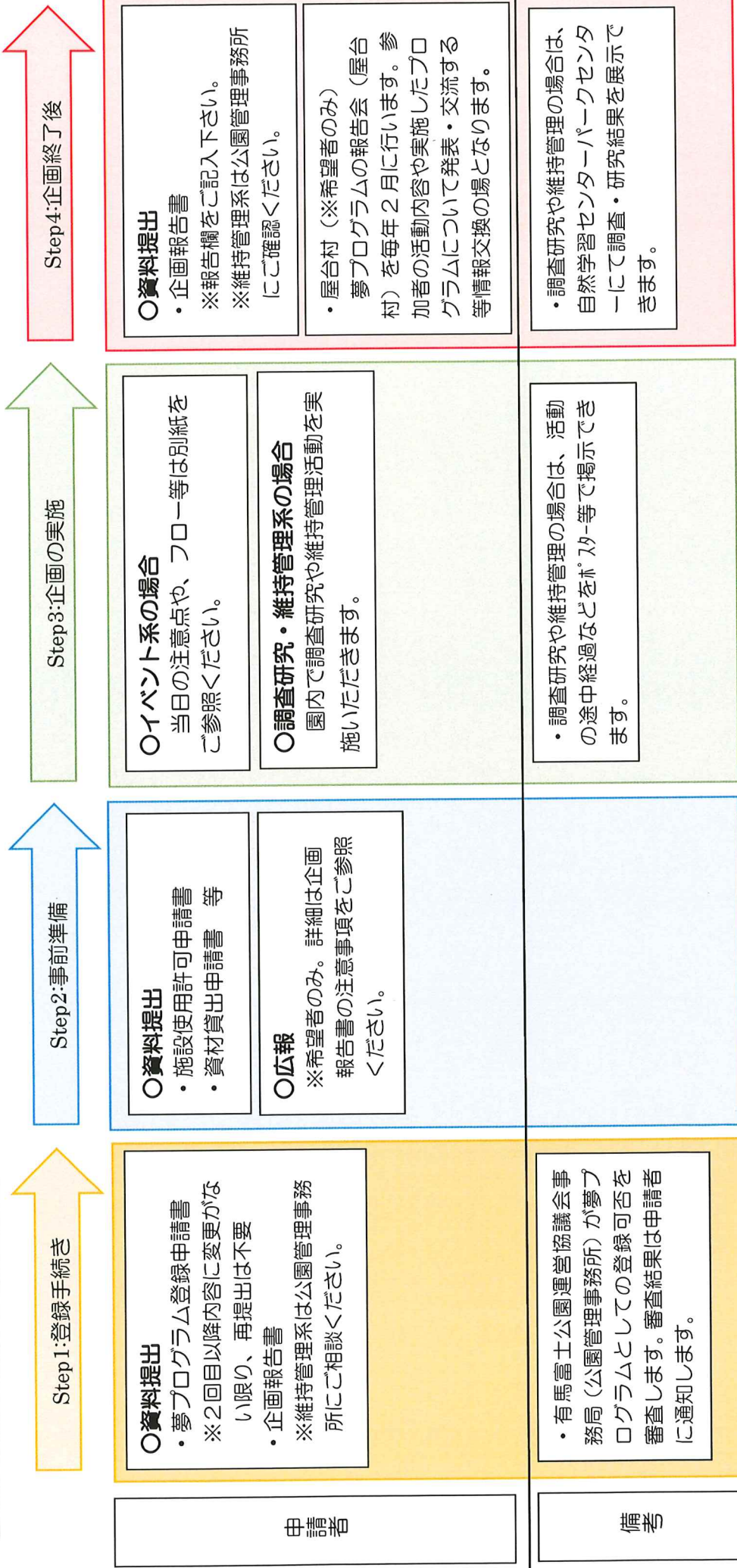
⑧ ~~年度末（3月）の夢プログラム屋台村（報告会）で発表すること~~

※条件を満たすことができなかったグループは、次回の企画を認証できませんのでご了承ください。
※原則2年以上活動が見られない場合は、再度夢プログラム参加申込書をいただきます。

◆その他

交通費・保険料、イベント経費等は各自で負担（ボランティア保険は各自で加入することをお勧めします）。

夢プログラムの流れ



◆別紙資料◆

- ①施設利用案内（表）・施設使用許可申請書見本（裏）
- ②コピー機の使い方（表）・木工室の使用について（裏）
- ③備品一覧
- ④貸出申込書
- ⑤ボランティア・市民活動災害保険
- ⑥ボランティア活動等行事用保険

◆注意事項等◆

- ・施設の利用と、貸出資材については別紙 ①～④ のとおりです。準備やイベント当日に施設・備品を利用の場合、利用届出にて各施設へ事前に申請してください。申請用紙は園内の各施設で様式が異なります。
- ・活動時は名札や各グループユニフォームなどの着用を推奨します。一般の方が出入り不可な場所に入場する際の目印となります。

イベント系夢プログラムの実施当日について

- ・夢プログラムグループは主催者（ホスト）になります。よって、実施されるプログラムは、協議会との連携・共催事業（公的なプログラム）になり、広く来園者・来館者のために実施するプログラムになります。
- ・たくさんの人に「また来てみたいな」と思ってもらえるよう、力を合わせてがんばりましょう。
- ・プログラム当日は名札を着用し、主催者であることを明確にしてください。他のプログラムや、公園の施設や運営をよく理解し、来場者・来館者に「親切に」対応してください。

●有料プログラムについて

釣り銭・参加者名簿・領収証を事前に用意しておきましょう。

●ゴミについて

園内にゴミ箱はありません。主催者・参加者がゴミを持ち帰ってください。

●雨天・荒天時について

雨天・荒天時のプログラムの中止・変更は各グループが決定することとし、パークセンターへ連絡してください。

●放送設備について

園内放送が必要な場合は、放送設備のあるパークセンター・自然学習センターにご相談ください。

●危機管理について →緊急の場合：（パークセンター）079-562-3040

トラブルや事故にあった場合、目撃した場合は責任をもって対処し（パークセンター・自然学習センターに救急車の要請を依頼する、自分たちが救急車を呼ぶなど）を行い、その後、速やかに公園管理事務所に連絡して下さい。（緊急車両の誘導は基本的に公園職員が行います）

夢プログラム 実施・運営 の 当日フロー

- | | | |
|----------------|-------|--|
| ①来 園 | ————— | 駐車場は一般の駐車場を使用してください（職員駐車場は職員専用です。資材搬入時については一時的に停車可能です）。
実施場所への搬入についてはご相談ください。貸出資材や車止めボールのカギなどを渡します。 |
| ②準 備 | ————— | 会場の準備、参加者の受付など |
| ③実 施 | ————— | 安全第一でお願いします |
| ④片付け | ————— | 会場の片付け・掃除 |
| ⑤資材の返却 | ————— | 雑巾など手入れできるような物の持参（屋外や雨天時の実施・使用） |
| ⑥報 告（実施後の振り返り） | ————— | パークセンターに終了の報告、活動記録簿へ記帳。 |

◆申込方法

下記の申込先で、概要説明を受けた後、夢プログラム登録申請書・企画書をご提出下さい。
（持参・郵送・ファックス・メール可）

◆申込先・問合せ先

〒669-1313 三田市福島 1091-2

有馬富士公園パークセンター内 有馬富士公園 運営協議会事務局

（担当：企画担当）

電話：079-562-3040 FAX:079-562-0084

夢プログラム登録申請書

提出日： 月 日

団体（個人）名：

団体代表者名			
団体（事務局）の連絡先	〒 住所：	TEL:	
		FAX:	
		e-mail:	
夢プログラムの連絡担当者	連絡担当者名： 〒 住所：	TEL:	
		FAX:	
		e-mail:	
会員数	人		
活動目的			
活動内容			
これまでの活動実績 （※あればご記入ください）			
備考			

イベント系 夢プログラム：企画・報告書

[illegible]

報 告 欄			
参加者数：	人	(うち中学生以下＝ 人・高校生以上 人)	
準備日数：	日	(事前申込の場合応募者数 人)	
スタッフ数：	当日 人	準備にかかった累計人数	のべ 人
協議会への意見・要望など			
その他			

調査研究系 夢プログラム：企画・報告書

個人・団体名			
タイトル			
実施期間または日時	年	月	日 ()
	～	月	日 ()
時間：		～	
主な調査場所			
調査・研究の概要			
具体的な調査・研究内容			
代表者 氏名	TEL/FAX	e-mail	

注意事項：

- ・企画書に書かれた内容は広報の原稿に使用します。また、提出された書類は一般に公開することがあります。ご了承下さい。
- ・イベントなどを広報する場合、夢プログラムを実施する月の約3ヵ月前までに企画書を提出ください。広報媒体は「イベント情報ありまふじ（公園広報誌 毎月1日発行）」「広報さんだ（市広報誌 毎月1日発行）」「公園公式ホームページ」になります。
- ・チラシ（ポスター）を各施設・掲示版に掲出可能です。
- ・主催者がコピー用紙持参したうえで、イベントやワークショップ等のチラシ配布ためにコピー機が使用可能です。
- ・チラシには、必ず下記の文字を記載してください
「共催：有馬富士公園運営協議会」
「夢プログラム認証イベント」

報 告 欄

調査研究結果の概要

活動日数

のべ

日

スタッフの累計人数

のべ

人

成果発表について（年度末に自然学習センター企画展示室において展示）

展示制作者：

1団体につき約縦2m×横1mのパネルを貸出

その他（協議会への意見・要望など自由に書いてください）

キーワード: **芸術・文化に触れ合う** **子どもを育む** **豊かな森** **交流の場** **地域活性**

リノベーション方針

現状と課題及び方針（※ 公園のキーワードは、「県立都市公園の整備・管理運営基本計画」での有馬富士公園に関する施策方針より抽出）

① 各公園施設の整備・管理

キーワード	整備施設	利用状況	利用者像	課 題	方 針	対 応 ※ ○ハード、■ソフト ※ 斜字：更新追加、赤字：実施済み及び実施中、黒字：未実施	備 考
芸術文化	風のミュージアム (休養ゾーン)	能やコンサート等芸術イベントにより、幅広い利用者に芸術に触れあえる機会を創出	○作品鑑賞目的で国内外から来園 ○芝生広場は家族連れが多い	○公園のテーマでもある自然のなかで芸術に触れる機会の創出をさらに拡張し、地域活性等につなげる	機能の更新 (風のミュージアムの更新)	○風のミュージアムを拡張し、「芸術と自然のコラボ」のさらなる展開を目指すため、新宮晋氏監修の「地球リトリエ」を設置。 風のミュージアムを拡張し、「サンダリーノの里」を R5 整備(らくがき壁、モニュメント等) ■子供による元気のぼり作成・展示イベント ■演劇等芸術イベント実施(R6 は秋) ■子供による野外彫刻展「みんなでつくろう木の動物園」をサンダリーノの里で R6 実施	整備・管理運営基本計画 (Ⅰ-②) ※休養ゾーン利用者数 7 万人
子育て	あそびの王国 (出合いの広場)	出合いのゾーンの中心施設で、当公園で最も人気のある施設 ※出合いのゾーン利用者数 71 万人	○家族連れ (主として子ども)	○現在の安全基準を満たさない箇所がある ○周囲に日陰が少ない ○1 日過ごすのに食事場所がない	機能の更新 (修繕及び改修)	○R2 年度、安全基準を満たすため、改修工事実施 ○日陰となる樹木や四阿等検討 ○キッチンカーを春秋の土日で試験的に実施しているが、公園利用者のニーズ等を踏まえ、官民連携による地場産食材を活用した飲食施設の充実整備(カフェレストランの設置等)を検討	整備・管理運営基本計画 (Ⅱ-④)
自然環境 (豊かな森)	花の道、 鳥の道、 野鳥の広場	散策のほか環境学習でも利用	○個人やグループでの散策 ○小学校の環境学習	○木製デッキの老朽化 ○植栽管理が出来ていない	機能の更新 (修繕及び改修)	○木製デッキ、鳥シェルター等の修繕 ○花が無くなっている花の道は、維持管理し易い植栽(一部カラーリーフプランツ等)への変更を検討	整備・管理運営基本計画 (Ⅲ-⑦、⑧)
	林の生態園	小学校の環境学習での利用や子どもの遊び場	○小学校の環境学習 ○家族連れでの虫取りなどの自然遊び	○環境学習受入れ場所としての充実 ○サイン等老朽化	機能の更新 (住民等との参画と協働による修繕及び改修)	○解説板の改修。木道の補修。林の講堂での屋外講習の受入れ環境整備(机や椅子の改良、備品倉庫等設置) ○学習センター及びセンター所属のジュニアボランティアとの連携による湿地再生 ■「ジュニアスタッフ」による維持管理等の活動 ■「虫のおうちづくり」プロジェクトによる生物とのふれあい	整備・管理運営基本計画 (Ⅲ-⑦、⑧)
	草地の生態園	他の生態園と比較し、利用は少ない	○小学校の環境学習 ○家族連れ (虫取りなどの自然遊び)	○草地の生態園の有効活用(環境学習や自然遊びなど)	機能の更新 (住民等との参画と協働による修繕及び改修)	○バッタ等虫の多い草場を虫取り場所として整備(虫取り場所の設定、虫取りのルールづくり) ○虫の種類等生態学習用サインの設置 ■林の生態園でのジュニアスタッフの活動を参考とした環境学習の場づくり	整備・管理運営基本計画 (Ⅲ-⑦、⑧)

	水辺の生態園 (池)	サリガニ釣りなど子どもの遊び場	○家族連れ (サリガニ釣りなど自然遊び)	○アサガリサリガニ等外来種の増加 ○子どもが水に入るため、足洗い場の要望がある	機能の更新 (住民等との参画と協働による修繕及び改修)	○サリガニ釣りなど自然体験を楽しめる場所として整備(足洗い場、安全対策、生き物捕獲のルールづくり等) R6より工事開始	整備・管理運営基本計画 (Ⅲ-⑦、⑧)
	花菖蒲園 水辺の生態園 (湿地)	散策等による花菖蒲の観賞	○個人やグループでの散策	○木製園路の老朽化により閉鎖中	機能の更新 (住民等との参画と協働による修繕及び改修)	○近隣に大規模な花菖蒲園も存することから、花菖蒲園としての施設は廃止。現在の水辺を活かし、水辺の生態園同様、子どもが遊べる親水空間として改修(木製園路撤去、安全対策等) 実施設計済、工事開始に向け調整中	整備・管理運営基本計画 (Ⅲ-⑦、⑧)
	棚田・里山	住民グループの主要活動場所	○ボランティア、家族連れ等での米作りや里山管理	○棚田は米作り等で使用されているが、里山林は放置による樹木の巨大化等が目立つ	機能の更新 (住民等との参画と協働による活動活性化)	○棚田・里山部会を中心とした里山の継続的な維持管理(低林管理)の取り組みを進める。 ■「ジュニアスタッフ」による維持管理等活動 ■「里山」をテーマとしたプログラム等での火の使用検討・実施 ■古民家の貸し出しなどのルールを整備	整備・管理運営基本計画 (Ⅲ-⑦)
	尾根ルート (山のゾーン)	有馬富士登山やハイキングのルートとして人気	○個人やグループでのハイキングや登山	○ルートサインが不十分 ○歩行の障害となる園路際の樹木の繁茂	機能の更新 (住民等との参画と協働による修繕及び改修)	○ルートサインの改修及び新たな設置 ○安全・安心なハイキング道確保のための樹木伐採、市や住民と連携した有馬富士登山道の整備検討(登山案内サイン設置、支障木伐採等)	整備・管理運営基本計画 (Ⅴ-⑬)

② 住民参画等管理・運営

キーワード	対象	現況	利用者像	課題	方針	対策の検討(案)	備考
管理運営 (交流の場、地域活性)	有馬富士公園 運営協議会	協議会の部会として「棚田・里山部会」を設置し、夢プロや新たな住民団体等の活動の場を提供	○住民及び住民グループ(夢プロ等) ○学生	○棚田・里山部会の活性化及び他のエリアでの部会の立ち上り ○夢プロ等住民グループの高齢化 ○部会継続のための仕組みづくりとこれを踏まえた新たな県立都市公園の住民参画のモデルづくり ○夢プロを踏まえた住民参画活性化に向けた仕組みづくり	機能の更新 (住民参画の活性化)	(棚田・里山部会の活性化及び他のエリアでの部会の立上り) ■棚田・里山部会では、住民及び住民グループ、企業、人博等と連携し、里山の維持管理や里山を活かしたイベント等を行うとともに、これらの取り組みが継続的に実施できるような仕組み作りを検討。現在継続実施中。 ■里山活動以外にも興味を持った住民に対応できるよう、人博の協力を得て活動の場を広げる。各々の活動場所、部会を立ち上げ、住民活動の活性化を図る。(水辺の生態園等の整備段階から興味を持って頂く人を増やすために、現場見学会を実施予定。整備後部会の立ち上げを予定)。 ■エリア毎の場所の特性に合わせた活動者募集の検討 (夢プロを踏まえた住民参画活性化に向けた仕組みづくり) ■R6.4より周辺の住民活動グループへのヒアリングを実施。この結果を踏まえ、 ①夢プロ規定の改定(新たな参加への敷居を下げる) ②X、インスタ等での広報活動の強化を図る。 ■上記の取り組み等により、県立都市公園の新たな住民参画モデルを目指す。	整備・管理運営基本計画 (Ⅴ-⑬)

◆リノベーション方針図

凡 例

- ・斜字 更新追加
- ・赤字 実施済及び実施中
- ・黒字 未実施

※○ハード、■ソフト

風のミュージアム(休養ゾーン)

○風のミュージアムを拡張し、「芸術と自然のコラボ」のさらなる展開を目指すため、新宮晋氏監修の「地球アトリエ」を設置。

風のミュージアムを拡張し、「サンタリーノの里」をR5整備(らくがき壁、モニュメント等)

- 子供による元気のぼり作成・展示イベント
- 演劇等芸術イベント実施(R6は秋)
- 子供による野外彫刻展「みんなでつくろう木の動物園」をサンタリーノの里でR6実施

草地の生態園

○バッタ等虫の多い草場を虫取り場所として整備(虫取り場所の設定、虫取りのルール作り)

○虫の種類等生態学習用サインの設置

■林の生態園でのジュニアスタッフの活動を参考とした環境学習の場づくり

林の生態園

○解説板の改修。木道の補修。林の講堂での屋外講習の受入れ環境整備(机や椅子の改良、備蓄倉庫等設置)

○学習センター及びセンター所属のジュニアボランティアとの連携による湿地再生

- 「ジュニアスタッフ」による維持管理等の活動
- 「虫のおうちづくり」プロジェクトによる生物とのふれあい

出合いの広場

○キッチンカーを春秋の土日で試験的に実施しているが、公園利用者のニーズ等を踏まえ、官民連携による地場産食材を活用した飲食施設の充実整備(カフェ・レストランの設置等)を検討

棚田・里山

○棚田・里山部会を中心とした里山の継続的な維持管理(低木管理)の取り組みを進める。

- 「ジュニアスタッフ」による維持管理等活動
- 「里山」をテーマとしたプログラム等での火の使用検討・実施
- 古民家の貸し出しなどのルールを整備

尾根ルート(山のゾーン)

○ルートサインの改修及び新たな設置

○安全・安心なハイキング道確保のための樹木伐採、市や住民と連携した有馬富士登山道の整備検討(登山案内サイン設置、支障木伐採等)

花菖蒲園(水辺の生態園[湿地])

○近隣に大規模な花菖蒲園も存することから、花菖蒲園としての施設は廃止。子どもが遊べる親水空間として改修(木製園路撤去、安全対策等)。実施設計済、工事開始に向け、調整中。

水辺の生態園(池)

○ザリガニ釣りなど自然体験を楽しめる場所として整備(足洗い場、安全対策、生き物捕獲のルールづくり等)R6より工事開始

花の道、鳥の道、野鳥の広場

○木製デッキ、鳥シelter等は修繕

○花が無くなっている花の道は、維持管理し易い植栽(一部カラーリーフプランツ等)への変更を検討

あそびの王国

○R2年度安全基準を満たす工事を実施

○日陰となる樹木や西阿等検討

